

平成 25 年 6 月 18 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 25 年 6 月 18 日(火) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	門 瀧雄	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	志村 忠昭
11 番	尾崎 忠義	12 番	渡邊美喜子
13 番	庄野 克宏	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（門 瀧雄）

皆さんおはようございます。

本日も定刻にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただ今の出席議員は 14 名であります。

よって地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、6 番村岡清邦君、10 番志村忠昭君を指名いたします。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

12 番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12 番渡邊美喜子でございます。一般質問させていただきます。

1 点目は、高見島の瀬戸内国際芸術祭についてであります。

瀬戸内芸術祭についての一般質問は、今回で 2 回目となります。

高見島は秋の 10 月 5 日から 11 月 4 日の予定であり、開幕まであと 5 ヶ月間となりました。開催にあたり島の皆さんに迷惑をかけることがあってはなりません。

そこでいくつか質問をします。

①トイレ、ベンチ、道案内板などの設置について、②ゴミの回収方法について、③観光客への注意事項、ルール、マナーなどの周知方法について、④防犯対策、警備について、⑤環境整備全域、海岸、浜辺、墓、道路、溝の清掃について、⑥高見島の瀬戸内芸術祭の PR について、⑦集まった寄付金の金額はいくらですか。また寄付金の使途について、⑧島の待合所の修繕について（壁のはりかえ、網戸、トイレの戸など）、⑨医師の確保について、⑩船の増便について（特に土、日曜日の対策）、⑪多度津港への駐車場の確保について、⑫多度津駅から港までの道案内板について、以上 12 項目の質問は多くの皆さんからいただきました。裏を返せば、瀬戸内国際芸術祭に関心と応援の気持ちがあるからだと思えます。

また、高見島の瀬戸内芸術祭に少しでも力になればと結成したのが、高見島応援団「さざえ隊」であり、まさに支える気持ちのこもった名前といえます。草

刈、花壇づくり等週 1 回程度、10 名ほどの「さざえ隊」の皆さんが島に渡り活動され、今では島の人との交流も生まれていると聞いております。

手づくりのグッズを作り販売し、その収益金で花の苗や花壇づくりの材料費に当てています。多くの皆さんが協力していただく事が、瀬戸内国際芸術祭を成功させる秘訣だと思います。

合わせて、町のお考えをお伺いします。

2 点目は、交通死亡事故抑止対策事業についてであります。

昨年の県内の人口 10 万人当たり交通事故死亡者数が、2 年連続で全国ワースト 1 位と極めて厳しい状況であります。

多度津町においても、交通事故抑止の取り組みで横断歩道のカラー化、高輝度化が実施され、特に通学路、路側帯のカラー化は子ども達の安全だけでなく、車を運転している人からもよく見えて、大変によいとの事であります。

町全域の通学路に必要な箇所のソフト、ハードの両面から具体的な安全対策を行っていただきたいと思います。

また、車道上を走らざるを得ないほどの、路肩の狭い道路を自転車通学しています。以前は年 2 回ほど路肩の草刈をして頂いていましたが、現在は年 1 回であり、路肩が狭い上に草が伸び、車道にはみ出しせざるを得ない状況で危険と隣り合わせであります。

樹木が生い茂る時期の見通しの問題なども、改善に向けた対策をしていただきたいと思います。町のお考えをお伺いします。

3 点目は、空き家等適正管理条例が平成 24 年 7 月 1 日より施行、その後の状況はどの様になっていますか。

①空き家等管理不全情報の件数、②勧告の件数、③措置命令の件数、④戒告の件数、⑤代執行の件数、⑥条例が施行されてから改善されたケースは何件ありますか、⑦今後この条例を継続し施行するにあたり問題、課題について、町のお考えをお伺いします。

よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

渡邊美喜子議員ご質問のうち、瀬戸内国際芸術祭についてお答えをしてみたいです。

秋開催として、本年 10 月 5 日から 11 月 4 日までの期間で開催されます瀬戸内国際芸術祭は、離島振興と地域おこしが目的であり、今回は風光明媚な、日本で最初に国立公園に指定された、瀬戸内海において県全体での開催となりました。

そこで、町内全組織をあげて、瀬戸内国際芸術祭実行委員会と支援協議会を立

ち上げました。その上、役場組織としても全職員で取り組む体制を整えております。

議員の皆様をはじめ、実行委員会や支援協議会の皆様には、資金面でも多大なご貢献を頂いておりますことに、心から感謝しお礼申し上げます。

また、この瀬戸芸を盛り上げるためボランティアの皆様が「さざえ隊」を結成して頂いて、草刈りや花壇作り等、開催に向けての準備段階で、ご尽力頂いております事にも感謝しお礼申し上げます。

町としましては、全町を挙げて町おこしに取り組むのは初めての試みです。島の活性化だけではなく、町外から訪れてこられる人々に対して多度津町の宣伝をし、町並み散策や町の特産品販売などを通して、町活性化に寄与していきたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問につきましては各担当課長より答弁してまいります。

産業課長（岡 敦憲）

おはようございます。

渡邊議員のご質問のうち、第1点目の瀬戸内国際芸術祭についてのご質問にお答えいたします。

まず、トイレ、ベンチ、道案内板などの設置についてですが、仮設トイレについては、7月初旬に7基設置しようと現在準備を進めているところです。

計画当初、大手リース会社に設置費の見積もりを依頼したところ、栈橋を渡る場所の屋根が低いために、定期航路のフェリーでは運ぶことができない。台船等で運ぶ場合、相当な輸送料がかかるということでした。そこで、県等と協議のなか、旧高見小中学校などの既存の浄化槽トイレを使用し、たとえば、板持に行く人には、「いこいの家」の前付近に「ここから先はトイレはありません」などの表示をしてはどうか、これでいいのではないかというような調整していましたが、春会期の会場でトイレ不足が問題になったことは記憶に新しいことと思います。このことを踏まえて、各方面に問い合わせをしたところ、フェリーを使って比較的安価に、搬送、設置、撤去が可能というところがあったので、先ほども申し上げたとおり、7月初旬に設置しようと考えております。これは、7月中旬から作品作成が本格的に作家が入り、板持地区の整備をすることなどから、作家が活動するうえにも、置いておかなければならぬものとなっております。

次に、ベンチですが、現在のところ設置は考えておりません。

また、道案内板については、県の実行委員会が設置します。先日13日にも、本町のどこにどういう風な看板をつけるか、県職員とともに確認したところです。高見島についても、今週中にも行くということで決まっております。

春会期直前に、島々によっては色々なものを見てほしい、見てもらいたいとの思いもあってか、開催市、町、実行委員会などが多くの看板を制作、設置をした結果、作品の設置場所がわかりづらくなり、あわてて春会期の前日に県実行委員会に、島々の状況を把握するように、不要なものは取るようにといった指示があったと記憶しております。町にも勝手に独自の看板は設置しないように、県から言われております。設置する場合は、県との協議が必要となります。次に、ゴミの回収方法ですが、どの地区も夏場は回収回数が増えていますが、高見島においては会期中にも、同様の措置を環境課にお願いしております。また、状況を見ながら、環境課と調整しつつ回収を行っていきたいと考えております。

第3点目、観光客への注意事項、ルール、マナーなどの周知方法については、春会期の実行委員会に問い合わせるなどし、他の島々同様の注意喚起を行っていきたいと考えております。

4点目、防犯対策、警備についてですが、先般、佐柳島において空き巣被害があったことは新聞報道でご承知かと思えます。幸いにも、その日のうちに、スピード解決しました。先日の実行委員会総会でも同様のご意見があり、昨日、町長や法務監と丸亀署にお願いにあがったところです。また、カメラの設置等も視野に入れながら、万全を尽くしたいと考えております。

次に、環境整備等の清掃についてですが、すべてができるとは断言できません。できる範囲で考えていきたいと思っております。ちなみに、7月中旬にボランティアをつのり、海浜清掃などを行いたいと考えております。

次に、高見島の瀬戸内国際芸術祭のPRについてですが、今現在、完成している出展作品はありません。ガイドブックに掲載されているものはイメージ図、イメージ写真なので、作品についてのPRは正直なところできていないというのが現状です。先週、本町用のPRポスターが完成し、順次、町内外の施設、行政、ホテルなどに掲載をお願いに回っておるところです。本日も、担当が行っております。

次に、集まった寄付金の額とその用途についてであります。今日現在DE、43の団体、事業所、個人の方で総額は306万9,166円です。その主な用途は、PRにかかる費用、ポスター印刷代、あるいは新聞社掲載代、花壇等美化活動費、花の苗代や花は生き物なので、当日まで水やりをしないといけない、そういったことへの人件費、あるいはのぼりの制作費、すずめ蜂などの害虫駆除費、増発した時のフェリー借上料、物品等を搬入搬出するための車の輸送料、実行委員会主催する海浜清掃活動などのボランティアにかかるフェリーチケット代、作家がのびのびと制作できるための支援金、接待用茶がいさん材料代、更には、最近になって県からの「こえび隊」の派遣が望めない状態にある、と

いうことの連絡がありました。

家で家屋を利用した作品は5点あります。来場者のチケットに判子を押したり、あるいは入場料を徴収する受付になっておりました。2人で交代しながら受付を行ったとしても、ここだけで10人がいます。1日で9,200円、31日間で約29万円のフェリー代がかかります。このほかに、高見島の受付、あるいは土日祝祭日には接待の茶がいさんをつくる人、あるいは接待する人など1日平均15人程度が、ボランティアで島へ入るとするならば、会期中だけで1.5倍の45万円程がボランティアのフェリー代としてかかります。

次に、島の待合所の修繕についてであります。壁紙の張り替えについて、業者に見てもらったところ、壁紙の張替えにとどまらず、壁板全体を替えないとだめであると、すべてが壊れているという事で、実は断念しております。網戸やトイレの戸については、状況を確認しながら対処していきたいと考えております。

次に、医師の確保ですが、芸術祭が開催されるがために、医師を常駐させる考えは現在のところありません。通常の体制で臨む予定です。

春会期前に、県が行った各島々の状況についても同様であったと記憶しております。

次に、船の増便ですが、平日は多度津、高見間については、お昼に1便増便します。来島者が多く予想される土、日、祝祭日についても同様です。そうはいつても、最終便の17時35分に乗り遅れた人、35分までに桟橋まで来ていたが、定員オーバーで乗れなかった人の場合について、その都度、私が島から定期便の船会社である三洋汽船さんの方に連絡し、もちろんお金はかかりますが、増便が可能であれば、お願いしたいということで伝えています。18時に多度津に着いた便が、高見に折り返し迎えに行くという事です。できるだけそのようなことがないよう、16時30分の見学時間終了時には、17時35分が最終便である旨の周知を連絡を行っていきたく思っております。また、丸亀の本島、三豊の栗島が同時開催ということで、横断する航路を秋開催中に限って増便しているところ です。

次に、多度津港への駐車場の確保ですけれども、公式ガイドブックでは、平日は町民体育館駐車場、土日を含む閉庁時には、町職員の駐車場を確保しております。現在、浜街道沿いの岸壁、ここは港湾の荷揚げ場であることから、目的外使用となるため、臨時駐車場として使用できるかどうかというのを、現在県と協議をいたしておるところでございます。

次に、多度津駅から港までの道案内板ですが、駅前に古くから観光案内図なるものがありますが、この度、新しく作成した観光マップの図柄に変更しようと考えております。また、現在、駅から港までの目印になるような建物などを掲

載したマップを作成中です。さらには、会期中には、のぼりを目印に行けば、港にたどり着くよう工夫していきたいと考えております。

また、町としては、花壇整備等の美化活動、島案内にかかる案内図の印刷など、開催に向けて欠かすことのできない事案については支援していきたい、「さざえ隊」ばかりでなく、ボランティアで高見を盛り上げたいグループの方々には、後ろから、芸術祭を支えていただきたいと考えております。

以上、渡邊議員の瀬戸内国際芸術祭開催にむけての取り組みについて、以上のように考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申しあげ答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

渡邊議員のご質問の２点目、通学路の安全対策についてお答えいたします。町全域での安全対策については、今後とも速やかに対処して参りたいと考えます。

もう１件の質問については、昨年同内容ご質問があったように思いますが、場所については、丸亀詫間豊浜線の通学路診断をした海岸寺、まんだら園の下、の県道でないかと思われます。そのほかの町道部分であれば、早急に対処したいと考えております。

さて前段の箇所につきましては、町としまして今年５月一か月ぐらい前の中旬頃に当該箇所の早期除草について、管理者である中讃土木事務所に要望をすでにいたしております。現在の執行予定を問い合わせると、先週施行業者が決定されているようでありますので、今週契約後、一日も早い早期に着手を申し入れをいたしました。なお、年１回の作業では安全面が保てませんので当該区間だけでも、県道安全パトロールの中で状態を把握して、安全面に配慮していただきたい旨、要望いたしたいと考えております。いずれにしても、さぬき浜街道の早期改良が望まれるところであります。

今後とも香川県に対して強く要望していく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

渡邊議員の、空き家等適正管理条例施行後の状況についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

平成２４年７月１日より「多度津町空き家等適正管理条例」が施行され、空き家等の所有者などの責務が明確になるとともに、町による実態調査、助言又は指導、勧告、公表、措置命令、代執行、警察署長に対する要請などができるようになりました。

現在、町はこの条例に基づいて空き家対策を行っているところでありますが、

平成 25 年 6 月 14 日現在までに、ご提供いただいた、空き家等の管理不全情報は 24 件です。

その情報に基づいて実態を調査し、助言又は指導を 20 件行いました。残り 4 件に関しましては、1 件が所有者の居所不明、2 件が権利関係不明で調査中、1 件が本条例に該当しないというものでありました。

勧告、公表、措置命令、戒告、代執行は現在のところ実績がありません。

条例が施行されて後、改善されたケースにつきましては、指摘事項の一部が改善されたり、計画が立てられたりと、具体的に、何件がどのように改善されていると、ひとまとめには申せませんが、指導後 1 年を目途に再度現地調査を行ってまいりますので、不備があれば、これも再度指導してまいりたいと考えております。

次に、この条例を継続して施行するにあたっての問題、課題についてであります。2 点ございます。

1 点目は、相続等による権利関係の複雑化です。指導を行うにあたり、誰と話しをすればよいのか分からない事例や、所有者が県外にいて連絡がつきにくい事例が散見され、対応に苦慮しているところでございます。

2 点目は固定資産税の増加を嫌って、更地にせずに老朽建物を放置することです。これは所有者に確認したわけではございませんが、空き家が増える要因の 1 つであるとも考えられます。

以上のようなことから、今後も引き続き、空き家の問題について広く周知していくとともに、制度的な問題の解決に取り組んでいただくよう、県や国に働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

多くの質問項目で、本当にご迷惑をかけたなというふうに思っておりますが、できるだけ詳細に答弁をお聞きしたいという想いで、こういう感じになってしまいました。

1 点目なんですけれど、ポスターを今貼っているとお聞きしましたが、実は島の中津家邸ですか、素晴らし先日見せていただきました。このポスターすごくいいなという思いで、これを枚数どれぐらい作っていただけるのかなというふうに思ったりもしたのですけれども、このポスターだったら、すごく気持ちが前向きに来ていただける方が、増えるのじゃないかなという思いを、すごく勢いを感じたポスターであります。

是非とも、枚数は限られてると思いますが、是非とも色んなところに張っていただきたいなと思っております。それは、やはり宣伝の意味であります。

多くの方から、高見島まで行くのは、どこから船が出るのか、多度津町民の皆さんはよく知っているのですけれども、やはり、町外となりましたら、色々と聞かれることが多いです。そういう意味で、やはりわかりやすい観光マップ等があればと思っておりますし、ちょっと気になるのは、ベンチがないという事で、少しどういう風に休憩するのかなと思ったりもするのですが、人数がすごく多かったら、ベンチどころの騒ぎでないかもわかりませんが、何箇所かは置いていただく方がいいのではないかなと思ったりもいたします。

島の人が一番気にかけているのは、それこそ先日ありました、佐柳島の防犯対策、これは鍵をかけなくて夜は寝る方が多いですので、是非ともこういう事も、島の人に説明して頂いて、きちんと鍵はかけるという、習慣が付いてますので、そこら辺の事もあろうかと思いますが、用心には用心に越したことはないのではないかなと思っております。

それから、ボランティアの「さざえ隊」を結成しまして、島へ熱心に行かれまして活動しております。その中で、ボランティア隊の数が少ないのではないかなというふうに思いますので、町を挙げて国際芸術祭を成功させるのであれば、町を挙げて町民の皆さまにもしっかりとお願いして、ボランティア隊を早めに作って、いろんな面で島の方行って、掃除もありますし、お墓の掃除とか、それから浜辺、海岸とか、島自体は小さいのですけれど、そこら辺の募集を是非ともしていただきたいなと思っております。

それから、空き家対策であります。実は私が多度津町内を歩く中で、借家に3軒ですか、直径1メートルほどの屋根が、瓦が穴が開いてまして、外から見ても大丈夫なのかなと危険性をすごく感じております。地震だけでなく普通の風でも倒れかけるのではないかなと思っておりますし、軒下の瓦等もそこは通学路でもありますし、散歩道という事も聞いておりますので、そこら辺の対策等も町もしっかりと、危険がある部分には、なるべく早く対処していただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ボランティアについて、何人ぐらいのボランティア隊に募集してる計画なのか、どういう風なやり方をするのか、再度、お聞きしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

産業課長（岡 敦憲）

再質問のボランティアの数であるとか、人数等々の質問でございますが、先日、先週になって「こえび隊」の方から、県の方から連絡があって、総合ディレクターである北川さんが、各夏と秋の開催地へボランティアに対する説明会

を開きたいというふうなことで、調整をしていただきたいということで、7月5日の2時にその説明会というか、お話しを聞く会をもとうかと考えております。

この者については、基本的に実行委員会、支援協議会の皆様に総会でもお伝えしてましたので、この期に話を聞いた後、島でどういった環境整備ができるのかといったことも、併せて2回会合すれば時間もかかるしというところで、その日北川フラムさんの話が済んだ後、引き続き会合をもとうかと思っております。先週にも京都精華大学の方と先生方と、島を歩いて何処を整備しようかというふうなことで、やっぱり海岸清掃、あるいは私有地ではありますが、通路というか動線になっておるところに草がいっぱい生えているので、こういったところもやっぱりしないといけないなと言いますのは、スズメバチというのは、建物ばかりでなく草むらの中にも巣をしますので、そういった害虫駆除にもなるからといった事を聞いておりますので、今のところ7月14か5日に計画したいなと考えております。

ボランティアに関しましては、環境整備、あるいは花壇の花の植え替えといったもの、あるいは土曜、日曜、祝祭日に茶がゆさんの接待11時から100食ということで、北川フラムさんとの調整もしておりますので、この茶がゆさんを作る人、あるいはそれに対する接待をする人等々、数えると何人いるのかなと、まだ春会期の坂出ともまだ調整が取れていませんけれども、坂出も土日に限っても1人だけの「こえび隊」ということで、右往左往したと言っておりますので、ボランティアの人数とかにつきましては、早急に坂出とは比べものにならないとは思いますが、向こうは陸続きだったので、こういったところにボランティアが必要だったのかという事を、調整に行こうと考えております。

以上です。

議長（門 瀧雄）

渡邊議員さんよろしいですか。

これをもって、12番 渡邊議員の質問は終わります。

次に7番、小川保君。

議員（小川 保）

おはようございます。7番小川保でございます。

本日は大枠で3点について、ご質問いたします。

一つ、多度津町総合計画の策定について、一つ、瀬戸内国際芸術祭について、一つ、行財政改革についてであります。

地方自治体は首長と議会議員を共に住民が選ぶ、二元代表制にて執行されておるように憲法で定められております。またそれぞれの役割も決められており、町長は行政の全ての執行権限と責任をもち、それに対して議会議員はそれに対

して議案など具申し、意見、指摘、承認をする事で互いの執権のバランスを取り、地域の実情に沿った行政を行うよう求められております。

これは皆さんご承知の事であり、あらためて申し上げることではありません。即ち行政とは住民に「夢を語り、それを具現化し、自治体の発展を致す事が責務」だと考えております。

町長は多度津町の将来の町づくりについて語る事が重要であり、また、私共町議会議員は広く、住民目線に立ち、斯くあるべしという意見をご指摘申し上げる立場にあると考えております。

多度津町の将来像、即ち多度津町をどのような町にするべきかについては、長期の総合的な計画を策定して、住民にお示ししなければなりません。

そこで、一つ目の質問は、多度津町総合計画の策定についてであります。

現在の多度津町の総合計画は、平成 18 年に策定、公表されましたが、これまで、これに沿って町政運営がなされてきたと存じますが、その結果を今継続中ではありますが、その結果を計画に定めた目標を、おおまかにでも検証し、次のステップを考える段階だと思っております。

現在の総合計画はまだ期限がございますが、策定後 7 年が経過致しました。その内容が社会経済情勢や町民のニーズに合っているのでしょうか。丸尾町長が、就任して既に 2 年余が経過致しました。ご自身のマニフェストを実現させるためにも、新しい総合計画が必要だと考えます。

二宮尊徳の言葉に「道德を忘れた経済は、罪悪である。経済を忘れた道德は、寢言である。」というのがあります。どうでしょうか。

新しい総合計画を、丸尾町長ご自身の計画を早い時期にお示し頂けたらと願っております。お考えをお伺いいたします。

次に二つ目は、瀬戸内国際芸術祭について質問いたします。

先日の、2013 年の春会期は 3 月 20 日から 4 月 21 日までの 33 日間開催されました。春会期中、沙弥島を含む八つの島と高松港、宇野港周辺の全開場の入館者総数は約 26 万 3 千人余りでした。因みに沙弥島 77,693 人、直島 63,558 人、小豆島 46,707 人、豊島 21,033 人、男木島 11,436 人、女木島 11,257 人などの入館者数です。この数は、有料作品への入館者数ですので、各島に来場された数は不明です。

この結果を踏まえて、ボランティアグループの担当者から次のようなお話をいただきました。

「瀬戸芸のアートを鑑賞したい方は、スタッフが考えなくても来ますよ。作品には人を呼ぶ力があります。力のある作品によって、世界中から人が来ます。でもこの瀬戸芸というお祭りは、むしろ、近隣の地元の皆さん方が多くさん来られてこそのお祭りだと思います。近隣の地元の皆さん方の目線、たくさんこ

られて来る、そういうことに対して、近隣の地元のからの目線、来場者目線に立って色々と考える事、むしろそちらが大切じゃないでしょうか。」こんな風にお話しされておりました。多くさん入場される事を期待します。

私が個人的に考えますのは、多度津町の世帯数位、せめて約一万くらいが入場すると、つまり地元の賑わいづくりとして、これはもう成功なのかなと考えます。

さて、ここで質問です。

先程の渡邊議員と、重複するところがありますが了承下さい。

本町は、10月5日から11月4日までの秋会期です。多度津町の瀬戸芸実行委員会は、高見島の入場者数を何人くらいと想定されて計画されているのでしょうか。

もちろん、これは開催してみないとわからない事、そういうことばかりなんですけれども、やはり想定をするという事は、計画を立てる意味に非常に大事な事ではないだろうかと思います。当然、町内及び島での公衆トイレの設置数、それから渡船の便、これらの事は想定数に基づいて計画される事でしょう。

トイレの清掃管理、あるいは汲み出し回数などのサービス、そして、島に渡る船便の必要数、これは国に対する認可も必要かなというふうに思いますし、ならびに、車を置いて渡る多度津港サイドにおけるお客さんの駐車場、計画準備の進捗状況、これらを合わせて想定など、また高見島開催のPR、こういったことの状況などもお願いいたします。

三つ目は、行財政改革について質問いたします。

多度津町には建設、防災、教育、福祉、環境、など住民の安全安心の確保など、課題は山積しております。これらの課題に果敢に挑戦する、これらを解決していく知力と体力を持つ職員になっていただく事が期待されております。

自民党の行政改革推進本部がまとめた、国家公務員制度改革の原案では、「能力や実績」を昇給やボーナスに適切に反映させる、新たな人事評価制度の導入を求めると共に、民間企業の事例も参考にして、評価基準を明確化するように求めています。

現在、多くの企業が実施している人事評価の概念について、簡単にお話ししますと、能力とは、これから行う未来の業務に取り組める資質があるか、または積極的な意志があるか、それに依って昇給を考慮するというものです。

つまり、昇給の要素は未来に対する能力が担保されているかという、そういう必要条件です。

実績とは、これまで行った結果が個人、並びにチームが持ち合わせた資質によって、十分に予定されたレベルに達成されたか、その待遇に見合った結果レベルであったか、それによってボーナスを考慮し、かつ、昇格、降格を厳正にす

るという事です。

また、本人の希望によるキャリアセレクトという制度もございます。

つまり、本人の希望によって降格もさせてもらいたという制度ですね。

ただし、これらの評価は、すべて人が人を評価する事ですから、そこには、おのずと信頼関係が必要であるのは当然です。質問です。

1、今、多度津町も人事評価制度を再構築する計画があるようですが、その進捗などをお話頂けたらと存じます。

次に、周辺市町なども行政の業務を、民間あるいは公共的な団体に委託する事例が増加しつつありますが、二つ目です。

ごみ収集や給食センターなどの業務委託を今後どのように進め、考えていくのでしょうか。

さて最後の項目ですが、私共議員 8 名で構成しております行財政改革特別委員会のメンバーが、先日 5 月 28 日、給食センター並びに、消防庁舎を視察致しました。どちらも老朽化し設備に至っては甚だしくお粗末でございました。消防庁舎の改築は計画に入ったようですが、未だ私共議員には、さほどの案内もございません。内容は未だ不明です。ステップステップでご案内説明を頂けますようお願いいたします。

給食センターについては計画そのものが未だございません。少なくとも計画と云えるレベルではないようです。先にお話ししましたように、多度津町は今後たくさんの計画を実施していく必要があります、なかなか給食センターまでには手が届かないのが実情でしょうか。

しかし、設備の老朽化は進行しております。いつ作業が止まっても不思議ではありませんし、事故が発生しかねません。老朽化した色々な器具設備は、作業員が毎日整備しながら、さする様に使っております。その中でも、特に気になったのが 3 点ほどございました。

一つ目は、各幼稚園、学校へ配送する給食は、コンテナで温度別に熱いもの冷たいもの別々に収納して出荷を致しております。しかし残念ながら、大型の冷凍庫が壊れた状態にあるため、冷却用の保冷剤を十分に冷凍出来ていないまま発送出荷されておりました。更新設置が急がれます。

二つ目は、エアコン空調が無く、スタンド式の扇風機とか、スポット式の冷風機とかが有るのみで、熱い空気をいたずらにかき回しているだけで、結果、夏の作業環境は 40 度を超す劣悪状態だそうです。作業する人間にも、食品にも良いはずがありません。いつ健康被害が発生するやもしれません。

三つ目は、照明器具あるいはダクトなどが天井から吊り下げられておりますが、その吊り下げている、釣り金具といわれている鉄筋は建設当時のままであり、一度も点検されてないようです。小さな地震でも落下するかと不安な下での作

業です。釣り金具の劣化、ボルトの締め付け具合など、給食が休みの折に早急の点検をお願いいたします。

以上で、大枠で3点のご質問を致しました。ありがとうございました。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員ご質問のうち、多度津町総合計画の策定についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、現在の第5次総合計画は平成27年に終了いたします。平成28年からの第6次総合計画策定に向けて検証を行い、準備を進めていく予定です。

私のマニフェストの実現に向けては、施政方針にも掲げておりますように重点施策に盛り込んで実現していこうと考えております。

総合計画は、多度津町の将来像を見据えての町づくり、教育環境、子育て支援を含む児童福祉と高齢者福祉等、今後の社会情勢と多様化する住民ニーズを精査しながら、検討していく予定です。

例えば、子供達の教育環境を整備する安全安心対策として、現在、通学区域の見直しを行っておりますが、これからの少子化等を考えると、多度津町の校区は現在の4校区制でいいのかどうかを見直す必要があると考えます。

また、これから10年から15年後には、4つの小学校校舎も老朽化により、建て替えが必要になってくると思います。幼稚園も含めた小学校の数を見直し、校舎の建て替えも必要だと考えます。また、国の動向も踏まえながら、幼稚園と保育園の一体化も考えていかなければならないと思います。

町活性化につきましても、多度津町がこれまで発展してきた歴史と文化、伝統を考えて、JR多度津駅と商店街、そして港の導線がコンセプトになると考えております。そして、子供達には多度津町に誇りと愛着を持ち、一時は町外に出ても、いずれは多度津町に帰って来て住んでもらいたいと願っております。また、老朽化してきた公共施設を必要性に応じて建て替えを考え、庁舎の改築も検討いたします。他にも、防災対策等たくさんあります。

平成28年からの計画には、達成の数値目標を設定しようと考えております。平成28年からの10年間のうち、どのような事業を何年で達成するとの目標を設定し、その都度検証を行っていこうと考えます。

将来の多度津町は、住民の皆様のご意見もいただくため、仮称ではありますが「まちづくり委員会」も立ち上げて、住民と行政との協働で策定し、計画を実行していこうと考えます。ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問には教育長をはじめ、各担当課長より答弁してまいります。

政策企画課長（岡部 登）

小川議員の、多度津町総合計画の策定についてのご質問に対し、答弁をさせ

ていただきます。

平成 18 年 4 月に策定され、残存期間が、後 2 年 9 ヶ月余りとなった「第 5 次多度津町総合計画」ですが、これは、10 年間という長期の展望に立って、議会の議決を経た、町にとっての最上位計画であります。

しかし、「市町村は、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならない。」と定めた、地方自治法第 2 条第 4 項は、一昨年、その条項が削除され、市町村も新たな局面を迎えているところであります。

国による義務付け、枠付けの見直しが行われる中、国の義務付けから解き放たれ、多度津町自らが基本構想について考えることになった今、総合計画は策定せず個別計画で対応するのか、また行政の任意計画として総合計画を策定するのか、はたまた条例で議会の議決事項に定めて総合計画を策定するのか、といった様々な選択肢が考えられています。

しかし逆に言えば、このような状況下で、多度津町における住民、行政、議会、それぞれの役割をデザインし、地方分権時代にふさわしい町を目指し、自らの意志で総合計画を策定することの意義は、限りなく大きいと言えるのではないのでしょうか。

ところで、議員ご指摘のとおり、義務付けとは別の問題も存在しています。それは、有権者の信任を得た政策、いわゆる、町長のマニフェストと議会の議決した総合計画という、2 つの政策体系が存在するということです。双方の成立した年には 5 年の差があり、社会情勢を含め、微妙な違いもございます。

以上のようなことから、前回の第 5 次総合計画は 3 年間をかけて策定いたしましたが、今回は、残り 2 年 9 ヶ月の内、約 1 年間程度の時間をかけて、議員がおっしゃられたように、第 5 次総合計画の検証を行い、その結果、町長のマニフェストを実現させる為に必要であるとなれば、それに沿った実施計画を前倒しして策定いたします。

また、それと同時に、次期総合計画のあり方についても検討を重ねてまいります。次期総合計画は、その位置づけが固まれば、住民の皆様のご意見をいただくため、先程、町長が申しました「まちづくり委員会」仮の名前ではございますが、などを定期的で開催し、現在の総合計画の最終年度であります、平成 27 年度末までに、新しい計画案をお示しできるよう、残りの期間を使って準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

産業課長（岡 敦憲）

小川議員のご質問のうち、第 2 点目の瀬戸内国際芸術祭についてのご質問にお答えします。

まず、高見島の入場者数をどのくらいに想定しているのかとの質問ですが、三洋汽船に乗船できるのが、車を積み込んでいない場合 225 名だったかと思えます。始発の多度津発 6 時 55 分発では、建物の見学時間が 9 時半から 4 時半ということもあり、作品を見ることができませんので、9 時 5 分発が実質のスタートかと考えております。

また、16 時 20 分発では、これもまた建物内の作品が見れません。実質 9 時 5 分と 11 時便、14 時の 3 便かと思えます。よって、多度津高見間では 675 人、本島から高見島への航路が 6 便うち、同じような事で 1 便減ります。閉館後であるということから 1 便減って 5 便、栗島から高見島、この便も 6 便ありますけれども閉館後という事で 5 便、合計 10 便とするならば、定員が現在のところ 70 名の船で横断するというふうに聞いておりますので、全員高見島に降りたとして 700 人です。100%の乗船として 1 日、全員が降りたとして最大で 1,375 人が高見に行く事になります。

平日は、多くて 5 割程度かなと考えております。また、どうしても車を島に運ばなければならない場合のフェリーの乗船定員は 150 人です。よって、フェリーに車を積載した場合、平日島へ渡れる人数というのは、横の便も含めて 1,100 人ちょっと、5 割として 1 日 500 人強ということになります。これは最大です。31 日間で、この計算でいきますと、たぶん 15,000 人から 20,000 人かなと想定しております。

トイレについては、浄化槽トイレで 5 か所あります、うち 1 か所は廃校となった高見小中学校を予定しています。さらに、先程も述べたように仮設トイレは、7 基設置しようと現在準備を進めているところです。汲み取りにつきましては、島であるという事も踏まえて、月曜日から金曜日まで人が行くとして金曜日、それと、土日にな人がいっぱい来るという事で、毎週金曜日と月曜日を予定しております。これもまた、先程のごみの収集と同じように、状況に合わせて増便することも視野に入れて、業者と調整を行っているところです。

駐車場につきましては、先ほども渡邊議員の回答のとおり、現在、県土木の方と調整を行っているおるところです。

PR 状況についても、先ほど申したように、芸術祭に特化するのであれば、今回ポスターを作成し、町内外のホテル等に掲示をお願いしておるところです。昨年度から申しますと、たとえば「多度津今昔物語」の改定、あるいは「高見、佐柳島のパンフレット」の改定、これにつきましては、現在英語版も作成中というところであります。それと「観光ガイドマップ」これを新しく作りました。それと「高見島の島歩きマップ」これは、高見島の島歩きをやって下さってる方が作ったものを、なかなか 1,000 人、2,000 人の人に、自費で印刷しておりましたので、今回うちの方で印刷し順次、その島歩き時にはお渡しをするとい

う形をとっておるというのが現状です。

以上、小川議員の瀬戸内国際芸術祭開催にむけての取り組みについて、以上のように考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

小川議員のご質問の、第3点目の行財政改革についてのうち、人事評価制度についてお答えいたします。

当町の人事考課制度ですが、地方公務員法第40条に基づき、平成17年4月に「多度津町人材育成基本方針」及び「人事考課制度マニュアル」を作成しており、今回一部を見直しする予定であり、職員一人ひとりの能力の向上を図り、情熱をもって町民と共に公正な行政運営を遂行することができる人材の育成や、目標設定による自律的人材の育成を目指しております。

平成25年度の現段階は、4月に全職員を対象とし、個々に目標設定シートによる業務上の目標を立て、上司から指導、アドバイスを行っております。今後、10月には目標に対する達成度の自己診断に基づき中間評価を行い、さらに平成26年2月には目標による努力点、反省点を含めた成果を出し最終評価を実施する予定であります。

なお、本年度から、さわやか行政サービス運動の推進として自己診断チェックを実施し、自己採点することにより自分の行動を振り返り、いい仕事をするための必要な行動を意識し、自己啓発に繋げていきたいと考えています。

また、人事考課については、考課を行う管理職の資質が重要であることから、管理職研修等を行い、公平性、透明性を高めていきたいと考えています。

人事考課制度は、給与に反映させるための制度だけではなく、職員のモチベーションを高めたり、「気づき」を掘り起こしたりするための制度でもあります。今後は、他の市町を参考にしながら良いところを取り入れ、本町の実情にあった制度を目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

環境課長（中野 弘之）

おはようございます。

小川議員の、行財政改革についての②のごみ収集業務委託についての質問にお答えします。

本年2月6日の全員協議会でもお示ししましたとおり、今後の正規現業職員の退職及び民間委託に伴う人事異動等のかんがみながら、平成26年度より段階的に民間委託化を実施してまいります。

なお、平成26年度の委託化につきましては、年内中に委託内容を決めながら、

平成 26 年 1 月に入札にて委託業者と契約し、打ち合わせ等を行いスムーズに移行できるよう、3 月より 1 ケ月間の試行期間をもうけて 4 月から委託業務を開始してまいります。

以上、簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

おはようございます。

続きまして、小川議員の 3 点目、行財政改革についての中にある、給食センターの民間委託についてのご質問にお答えします。

本件に関しましては、平成 16 年度に策定されました「新行政改革大綱」の中で示された方向性に基づいて、平成 21 年度から 25 年度を計画期間として策定された「行政改革実施計画」いわゆる集中改革プランの中の、4. 民間委託、1. 指定管理者制度の活用とアウトソーシングの検討、実施の中において、収集業務や給食調理場など様々な業務におけるアウトソーシングの方向性についても検討する中で、できるところから順次実施していくとうたわれておりますのはご案内のとおりでございます。

とは言いますものの、この中で給食センター民営化について具体的な計画については一切触れられていなかったその中で、本年 2 月 6 日に開催された全員協議会の中で初めて、給食センターの民間委託に向けた今後のスケジュールの案と併せて近隣市町における学校給食の委託状況について、雑ぱくではありますが提示させていただいたところでございます。

今後はそのスケジュールに基づいて、今年度末までを民間委託について研究する期間として捉え、また来る 7 月当初に予定されております総務教育常任委員会の視察研修を通じて得る内容をも参考にさせていただきながら、今後の準備を進めて参るわけでございます。

その民間委託の手法については、調理部門のみの部分委託、P F I 事業における全部委託、お弁当方式、また広域による共同運営なども含めた複数の可能性について、執行部における関係課協議の中で議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたく存じます。

次に、3 点目行財政改革についての中、給食センターの施設等の老朽化に伴う問題点についてのご質問に対してお答えするわけですが、お答えする前に、去る 5 月 28 日に行財政特別委員会として、当町給食センターの現状を知りたいという趣旨で視察いただいたことに、まずお礼を申し上げたいと思います。

さて早速ですが、1 点目の保冷剤用冷凍庫については、調理済みの給食を配送する際に使用する保冷剤を冷凍するための冷凍庫であり、議員ご指摘のとおり経年による性能低下のため保冷剤を十分に冷凍できていないという事実でござ

います。しかしながら、現時点では全く用を成していない、ということではないのですが、衛生管理に万全を期するためにも引き続き予算要望をして対応していきたいと考えております。

二つ目のエアコン空調については、施設全体的な空調を今の段階で今の施設に整備することは物理的に難しいと考えることから、現在設置している買取3台、リース2台のスポットクーラー計5台に加えて、本年度予算にて更に2台を買取して、追加増設して対応することとしています。

3点目の吊り下げ器具については、先般、簡易な目視による点検を実施した結果としては、照明器具、ダクトともに設備を吊り下げている鉄筋については腐食等は認められなかったため、直ちに大きな問題はないと考えております。ただ、吊り下げている鉄筋自体は天井裏の梁につながっていると考えられていることから、本格的な調査には予算が必要なため、今後総務課とも協議しながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。消防本部の前原です。よろしくお願いいたします。

小川議員のご質問のうち、私からは3点目の行財政改革についてのうち、③消防庁舎の改築について説明をいただきたいについて、お答えいたします。

小川議員ご質問の、消防庁舎改築につきましては、現庁舎が建設されたのが昭和45年と古く、老朽化が進み防災施設としての機能が十分に発揮できない恐れがあることから、喫緊の課題として、東南海、南海地震に備えるため、平成22年4月に総務課、建設課、消防本部職員及び会計管理者をメンバーとする「多度津町消防本部庁舎建設検討部会」を立ち上げ、①多度津町スポーツセンター管理棟を改築して再利用、②既存の庁舎を耐震補強して改築、③別の場所に移転、という案の中から第4回まで様々な検討をおこない、多度津山開発地のサッカー場駐車場に移転するのが最良との結論に至り、平成23年11月21日、総務教育常任委員会におきまして、「多度津町消防本部庁舎建設事業基本計画（案）」をご報告し、ご承認いただきました。

その後も同部会で検討した結果を平成24年10月11日の全員協議会で「多度津町消防本部庁舎建設事業について」としてご報告させていただいておりますが、新しい消防庁舎の設計に当たりましては、これまでの経緯を踏まえて、大地震に対する耐震性を備えたうえ、緊急出動業務が迅速におこなえるような機動性はもちろんのこと、有事の際に災害対策本部を開設できる防災拠点として、また、地域住民の一時避難場所としても幅広く利用できるような使い勝手のよい機能性を併せ持った、安心、安全なまちのシンボリックな消防庁舎になるよう、基本設計及び実施設計業務の発注を年度当初に建設課に委託しており、今月中

にも入札執行される予定と聞いております。

今後、設計業者が決定し、設計内容等が明らかになりましたら、精査した上で、ご報告して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、小川議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。本当にたくさんの質問を申し上げて、ご迷惑かと存じましたけれども、丁寧にお答えいただきました。

そのお答えの内容についても、十分受け取る事の出来るような内容であったというふうに思っております。

ただ1点だけ、これは質問です。

瀬戸芸についてなんですけれども、グラウンドとか、あるいはその他の場所、第2駐車場ですね、こういった所を利用したらどうかという意見がございましたけれども、そこと港との間の、これは歩いていっていただくということなんでしょうか。それとも、他の手立てを考えておられるという事なんでしょうか。お願いします。

産業課長（岡 敦憲）

町の体育館の前の駐車場、あるいは町職員の駐車場から、何回も私歩きましたけれども、基本町の職員の駐車場からは15分程度、体育館の駐車場からは12分程度でした。高松等を確認しますと、それ以上の所を歩いておりますので、現在のところは体育館の駐車場、あるいは職員の駐車場から、送迎バス等は考えておりません。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

色々な考えがありましてですね、歩くことも、ひとつはこちらの賑わいの意味合いもあるかなと思います。それはそれで結構だと思います。

それから、やっぱり瀬戸芸については、今後たくさんの方がお出でいただける、行政の方からいえば1万5千人から、2万人ほどの想定もされておるという事ですので、是非、遺漏のないような計画を詰めていただきたいと、そういうふうに思います。

産業課を中心にね、頑張っておられるようでね、なお、一層のお願いをしたいと思っております。

それから、最後に要望です。これはね。

行財政改革の一つの中でね、前回も私、申し上げましたが、やっぱり次の時代

の人を育てるという事が、実はこの行財政改革の大きな柱だと僕は思っています。やっぱり人が色々な合アイデアを考える、そして改革を進めていくという事ですからね。そういう意味でも、今多度津町の行政の中、組織の中に女性がたくさんおいでます。また、女性の方々も非常に優秀な方がたくさんおいでます。たとえば、どうでしょうか、今ここにおいでる皆さん方代表ですけどもね、女性は一人だけですよね。果して、それが適切なのかどうなのか、今からきちっと見て頂いたらと思います。たくさん必要ではないかなと思いますよ。これが、要望の一つですね。

あと町長からお答えいただきました、総合計画ですね、ありがとうございます。2年半という期間ですけどもね、これは、なかなか実に大変な作業ですから、2年半と言っても短く感じられるのではないかなという思いがします。本当に大変だと思いますが、しっかり今から進めていただきたいと、こういうふうに願っております。以上です。ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

要望でよろしいですね。

これをもって、7番小川議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は40分。

休憩 10時23分

再開 10時40分

議長（門 瀧雄）

それでは、一般質問を再開いたします。

2番 塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

おはようございます。2番、塩野拓二です。大きく3点について一般質問させていただきます。

一つ目は、職員の接客態度と電話の応対についてです。

私が、町役場に電話した時、あるいは町役場で職員の方とお話をした時の印象、また一般の町民の方から聞いたこととお話します。

電話先での言葉遣いや窓口での接客態度は、ほとんどの皆さんが親切で丁寧だと思います。なので、一部の職員の方だけだと思います。

電話を保留にしたまま長時間待たせたり、担当課が違っていることをお尋ねすると、「他の課に聞いてもらわないと分からない。」と言われたり、「そこまでは分かりません。」と言われたりしたことがあります。

自分の担当業務以外は感知しないという姿勢ではいけないのではないのでしょうか。町民の方は、役場の職員は役場のことは何でも知っていると思います。もう少し親身になって、相手の立場や気持ちを考えた返事ができないものかと思います。

電話で、返事がすぐにはできないようなことを聞かれた場合は、電話を保留にするのではなく、「すぐには結論が出せませんので、折り返しお電話させていただきます。」と言って、一旦、電話を切るべきだと思うのですが。

また、他の課のことなら、「他の課の担当事務ですので、そちらにお回しします。」と言って繋いであげるべきだと思います。そういう風にすれば、町民の方から苦情などは出てこないように思います。

また、接客においても、窓口に来られる人の対応に親切、丁寧だけではなく、相手の用件は何かを職員の方から率先して聞いてあげたり、行動を取ることが必要ではないでしょうか。

そういう風にすれば、町民の町役場に対する見方は大きく変わると思います。このことは、予算もかからないので、いいことだと思いますがいかがでしょうか。

そこで、町役場の接客マナーの向上のために、研修会や勉強会などを定期的に行ってみてはいかがでしょうか。また、投書箱やアンケート用紙を置いて、町民の方の気持ちや役場の印象を聞いてみてはどうでしょうか。よろしくお願いいたします。

二つ目は、防災及び避難先の細やかな周知についてです。

先目、地元自治会の寄り合いで、お年寄りから、「一人で逃げれんのやけど、どうしたらええんな」、「どこへ逃げたらええんな」などの声があり、防災や避難先についての町民の関心や備えの重要性の意識は高いと感じました。そして、気持ちはものすごく伝わっているのですが、いろんな情報が入り乱れているので、いざという時にどうしたら良いか分からないという声をいただきました。防災のしおりを町民に配布していますが、あまりちゃんと目を通してはいないというのが現実です。自治会単位で自主防災組織を立ち上げるにも、なかなか一朝一夕にはいきません。

また、職員の方々も、町民一人ひとりに説明するのは不可能です。

出来れば希望する自治会があれば説明、周知会などをお願いすることは出来ないでしょうか。特に、小さい子どもを持つ親やお年寄りの方々は、不安な気持ちでいっぱいです。お忙しいとは思いますが、よろしくお願い致します。

最後に、私が去年の12月定例会でも質問させていただいたのですが、地域の活性化について伺います。

その時に、多度津町をもっともっと魅力のある町にするために、町内の様々な

有志の団体と職員の方々が、月に一回とは言いませんが、会議できる場を作り、又は懇親をし、何でも遠慮なく話すことから始めて、意見交換をしてみてもいいと思います。

答弁では、瀬戸内国際芸術祭においては、町内の有志やボランティア団体や企業、そして職員が実行委員会を立ち上げ、町の活性化が図られていますという内容でした。

そして、町長は、何らかの形で多度津の新たな町おこしのため、意見交換する場を作っていきたいとおっしゃいましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。観光協会と連携するのも一つだと思いますが、ご答弁よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員のご質問のうち、地域の活性化についてお答えをしてみたいと思います。

本年は瀬戸内国際芸術祭開催の年です。この目的は離島振興と地域おこしです。地域と言うのは、島を含めた全体的な活性化だと考えております。

現在この瀬戸芸に向けて、商工会議所や町連合自治会、婦人会、農協、ライオンズクラブ、少林寺拳法グループ等ほとんどの組織、団体に加盟していただき、実行委員会と支援協議会が設立されていて、資金的な援助やボランティア活動などさまざまな分野でご尽力頂いております。

心から感謝し、お礼申し上げます。

町も全職員挙げて取り組む姿勢を築いております。このような多度津町挙げて活性化に取り組むのは初めての試みです。

町を元気にするためには、町おこしと観光行政の推進が必須条件だと思います。農産物、海産物、町の特産物や多度津にしかない観光資源を町外に発信し、多くの方々に町に呼び込み、リピーターを増やし、多度津の良さを理解していただき、出来れば移住していただきたいと考えております。

移住、定住人口を増やしていく事が町を元気にする事に繋がると考えております。

多度津町として初めて一体となって取り組んでいるこの瀬戸芸を契機に、町全体の人々による参画と協働によって元気にしていこうと考えております。

多度津町の歴史と文化、伝統等についても町民皆様と意見交換しながら、活性化に繋げていきたいと考えております。町民皆様のご協力によって大勢の方々に訪れていただき、喜んでもらって瀬戸芸を成功に導くことで、このパワーをこれからの町づくりに生かしてまいりたいと考えております。

観光協会の会長も内海武彦氏にご就任いただき、これからは町行政と民間が一緒になって取り組んでいく事が、町を元気にする大前提だと考えております。

その為には民間との意見交換だけではなく、すべての町おこしイベントや観光行政の推進にも参画していただきたいと心から願っております。そして民間活力を活かすためのアクションを、ぜひ起こしていただきたく期待しております。ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問には各担当課長より答弁してまいります。

町長公室長（高嶋 好弘）

塩野議員のご質問の、第1点目の職員の接客態度と電話の応対についてお答えいたします。

議員からご指摘のありました、職員の接客態度や対応で、町民の方に対し、不愉快な印象を与えたことにつきましては、深くお詫び申し上げます。

現在も電話での応対につきましては、所属と名前を名乗ることを義務づけており、ほぼ定着していると考えております。

また、電話の内容で担当課がはっきりしない場合や苦情の電話などは、極力、その場において対応するよう指導しています。

次に、接客態度につきましては、日頃の職務のなかでの指導や初任者研修、職員研修の中の接遇研修などを通じて教育研修を実施しています。なお、先ほどの小川議員の答弁でも申しあげましたが、本年度からさわやか行政サービス運動の推進として、自己診断チェックを実施し、自己啓発に繋げていきたいと考えております。

今後も引き続き、定期的に研修を行い、町職員としての責任と自覚を持って職務を行うよう、周知を重ね、町民からの不信を招かないよう、親切丁寧な対応ができるよう努めていきたいと思っております。

次に、投書箱を置いて町民の方の気持ちや役場の印象をお聞きしては、どうかということでございますが、今年よりリニューアルされました、多度津町のホームページの町へのご意見、ご質問コーナーの活用や町政モニター会や町民の方々と、より身近な場所で実施しています町長との対話集会などの会合でお聞きすることも可能かと考えております。

ご意見につきましては、今後も念頭に入れ、職員の資質及び接客マナーの向上に努め、町民の方に信頼感、安心感をもたれるよう努力して参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

塩野議員のご質問のうち、防災及び避難先の細やかな周知についてお答えいたします。

住民皆様に対しての周知については、平成22年3月に作成し、同年5月に自治会を通じて配布しました「防災のしおり」がございます。見方が分からない、自分の地域はどこへ避難すればよいかなど疑問を持たれている住民の方もいら

っしやると思います。

総務課ではこれまで十数回にわたり、防災に関する説明会等を実施しております。

最近では地域包括支援センター主催の介護予防教室に併せて防災教室の開催、自治会からの要望による防災出前講座を開催して、「防災のしおり」の見方や、本町の防災に対する取組状況、大規模災害時の住民同士の助け合いの重要性等について説明を行いました。防災DVDの視聴や災害時の食料確保のための炊飯方法の実演等を行うなど、災害に対する理解を再認識してもらい、防災意識の向上に努めて参りました。

今後も引き続き、自治会等からの要望がございましたら、担当職員による防災研修、自主防災組織結成の方法などの説明をさせていただきたいと考えますので、ご相談いただければと思います。

先日、香川縣市町長防災トップセミナーに参加する機会がありました。「災害と危機管理」の講演の中で、地震と津波の話でしたが、住民がどんな被害が起きるのか認識しておくことが大切である。普段から情報発信し、地域とのコミュニティ力を付けておくことが重要である、と言われておりました。議員ご指摘のことを念頭におき、担当職員の人数も限られておりますが、できる限り周知については努力して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

以上で、塩野議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、塩野議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（塩野 拓二）

すいません。丁寧なご答弁ありがとうございました。

これは、再質問です。

マナー、職員の接客と電話応対なんですけれども、今のお話では非常に指導されて、名前を名乗ったり、親切丁寧にされているという事なんですけれども、実際、私が声を頂いた事に対して、どういった形で職員の中で、改善策というかそういう事をして行こうと思ったら、やっぱりアンケートとか投書箱がいるのかなと思いますし、今おっしゃったようにホームページでは、年配の方とかできない人は、匿名で言いたい人の方が多いと思うのですが、なかなか声が届かないので、職員の方がやってると言いましても、それが実際町民にもアピールできないのではないのかなと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。あと、防災の方なんですけれども、実際町民の方でも別段興味がないという人もいると思うのですが、その中で率先して、色んなところで周知会を開いているという事なんですけれども、要望があればするという事で、非常にい

いのですけれども、自治会の方でも言っているのか悪いのかというところもあるので、もし宜しかったら町内の自治会長さんに文書でも配布して、在ったら行きますよ的なものがあったら、逆に役所的にも率先性があるって、非常にいいのかなと思うのですけれども、そこら辺に関してはいかがでしょうか。

あと、最後ですけれども町長からご答弁いただきました、地域の活性化についてですけれども、瀬戸内国際芸術祭とか、色んなイベントでライオンズクラブとか商工会議所とかと、お話し合いをしてやっているというのはわかるのですけれども、以前ご質問させてもらったのは、そういう事とは別に、定期的に1年間を通してとか、2年間通して年数はあれですけれども、定期的に会って、職員さんと多度津町の有志、ライオンズクラブという団体もそうですけれども、そういう団体の人とかと集まって、そういうイベント事で協議するのではなくて、話し合いをしてはというご質問に対して、町長の第6次の総合計画に合わせてとかおっしゃっているのですが、今さっきの質問の中でも、総合計画が28年からという事なので、それよりももうちょっと早くからやろうかなという、12月の質問の時にはそういうご答弁をいただいているので、そういったイベント性とは別に、有志の団体と役所の職員の方々が、お気軽に話せる場所があってもいいのかなという質問だったのですが、いかがでしょうか。以上です。

町長公室長（高嶋 好弘）

塩野議員の再質問について、お答えいたします。

職員に、なお一層の周知をして定期的に研修を行い、親切丁寧な対応ができるよう努めていきたいと思えます。

それで、投書箱については今一度、そういう職員に周知して、今後も念頭に入れ、職員の資質、それと接客マナーの向上に努め、町民の方に信頼感、安心感を持たれるよう努力してまいりますので、ご理解を賜われますように、願ひ申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

塩野議員の再質問で、自治会長さんがですね遠慮をなさって、なかなか申し出にくいのではないかとということで、文書を配布してはどうかという事で、町の姿勢として、事あるごとに自治会長さんについては、防災の事については遠慮なく申し出て頂いたら、すぐ対応してまいりますという事で周知をしております。

ただ、先ほど答弁で申しましたように、現実的に職員数にも限りがありまして、こちらが強くアプローチをするというのが、なかなか難しいという事がありまして、現在、担当職員は選挙とかにかかっておりまして、先日もその辺が忙しいので、私が大通りの自治会の方で、町長との町政報告会を兼ねた防災の話をしてくれという事で、私が出向いて行ったら、7月早々には7区自治会が、町

長の町政報告会があるので、防災の話をしてくれと、当然、選挙の公示が始まっておりますので、そちらに手を取られるので、私が出ていくという形で、できるだけ精一杯努力はして参りますので、議員さんのご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員の、地域の活性化についての再質問にお答をしていきます。
今、お話しをした中で、総合計画とか、それからまちづくり委員会、対話集会、こういうものは町の主導になると思います。私どもの方から皆様方に訴えて、そして、それに対して皆様方に参画していただく事になると思います。
観光行政の振興、まちおこしというのは、先ほども申しましたように、やはり行政と民間が一体となって協働してやっていかなければならないと思っております。
その中におきまして、やはり最後に申し上げましたように、すべてのまちおこしイベントや観光行政の推進にも積極的に参画していただきたいということを、心から願っております。
どうか、民間活力を生かすためのアクションを起こしていただきたい、それによって私どもは有りがたく前向きに進んでいきたいと思っております。
この、まちおこしというのは行政指導だけではいけないと思っております。今までのイベントというのは、行政がお金を出して町の職員がやっておりました。それだけでは町は大きくなりません。活性化はしない、元気にはならないと考えております。
そのために観光というものを、観光行政、まちおこしを、町行政と民間の方々と一緒になってやっていきたい、そうじゃないと元気にならないと考えておりますので、是非、民間の方々から力強いご支援の、参画に対する積極的なお言葉を頂戴したいと思っております。

塩野拓二議員の再質問について、答弁を終わらせていただきます。

議長（門 瀧雄）

塩野議員、よろしいでしょうか。

議員（塩野 拓二）

すいません、ありがとうございます。

接客応対、マナーについては、今のご答弁あったようにきちんとして頂いて、私の方も町民の方の色々な意見を聞いて、もしそういう事がありましたら、また再度質問させていただきます。

防災の方は、お忙しい中一生懸命されているという事なんですけど、どうしてもなかなかご年配の人の耳に入らないのが現状で、なかなか理解してもらえな

い部分がありますので、またその時期が来れば、再度お願いしたいと思います。
最後ですけれど、地域振興ですけれども、まちおこしのために私も頑張らなければいけないと思ってますので、是非有志の団体は職員の方と、気楽に懇親を深めたいという言葉をちらほら聞きますので、そういう場を是非作っていただきたいと思いますので、また、ご質問させてもらいます。
最後に、ご質問というか、今たくさんご答弁頂いたのですけれども、なかなか私も理解するというか、記憶力がないのでできれば当日の朝に自分の分だけでもいいので、答弁書とかは頂けないかなと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

総務課長（石原 光弘）

塩野議員のご要望ですけれども、答弁書の写しにつきましては、1 年前から委員会とか議運の中で、答弁書をできればという話がございますが、全体の議会の改革と申しますか、そのあたりの中で議員さん皆さんのある程度のご要望が強いという中と、あとは一般質問の出す日程とかが非常に絡んできまして、今の日程では、前日、昨日ですね最終調整をしまして、その中で各担当課長が調整しました中の語尾の訂正とかですねそういうものもあります。それと町長さんの考え方の答弁がですね、現実的には今日の朝、3 役さんには町長の答弁が行き渡りましたけれども、あと課長級には町長さんの最終答弁の方は、手元には休憩後というような形が現実でございます。その辺が、非常にお渡しする段階では時間的に厳しいものがあるという事で、そのあたりは総合的にそういう一般質問の提出時期とかですね、こちらの方が調整する時期何かを考えた中で、お渡しするかどうかという事は協議をさせていただきたいなと思いますので、もうしばらく時間がいただければと思います。

よろしく願いいたします。

議長（門 瀧雄）

これをもって、2 番塩野議員の質問を終わります。

次に 8 番、古川幸義君

議員（古川 幸義）

8 番古川幸義です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして次の質問をいたします。

一点目は、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地対策について質問いたします。社会の高齢化が急速に進む今日、今まで 1 次産業から 3 次産業を支え従事してきた世代が高齢化し、後継する者がいなく伝統や特殊な産業が衰退しているのが現実であります。特に、農業従事者においては高齢化が著しく現れております。

全国でも、就農人口の減少と高齢化が止まらず、平成 22 年の農業調査の結果で

は全国で就農人口 260 万 5,000 人、平均年齢 65.8 歳に対し、香川県では就農人口 3 万 5,317 人、平均年齢 69.1 歳となっております、多度津町では就農人口 642 人、平均年齢 69.5 歳と全国平均を大きく上回っており、あと 10 年もすれば香川県や、多度津町も後継者不足などで農業の存続が難しい状態であると思われる。

その他にも農業に対する課題や、検討事項は山積し、早急に一つ一つを検討し、改善しなければなりません、なかでも深刻なのは高齢により農作業に従事出来ない現状や、兼業農家において農業就労の中心の方が病気や、死亡によってやむなく生産を断念や、個人で高額取得した農業機械が耐用年数を経過し、老朽化や破損によって使用できず、将来を考えると、新しい機械を購入したくても出来ない場合や、後継者がいなく就農も管理も出来ず、やむなく放置されるケースなどが数多く見受けられます。

早急に対策を実施し、救済する必要があります。

国は、「耕作放棄地等再生利用緊急対策」などにより貸借規制を緩和し、会社、NPOの参入を緩和したり、農業生産法人への貸し出しなどの取り組みを行い、国、県の指導の下に耕作放棄地の減少を図ってまいりましたが、それでも取り残された農地も数多くあるのが現状です。

取り残された農地では、借りて側が参入できない多くの理由、原因があります。原因として、耕作地が狭い、耕作地が変形して手間がかかる、傾斜地である、給排水が容易でない、大型機械等の進入路が無く導入出来ない、農道が狭い、湿地であるなどの原因により、生産には不向きと借りて側に敬遠され、放置されているのが現状であります。

「特定遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出制度」によって農業委員会から指導を受けたり、農業利用計画の届出で耕作の目途が無い場合や、虚偽の届けをした場合等は 10 万円の過料を科せられる為、「土地持ち非農家」と表現される高齢者や耕作不可能な人たち、農業機械を持っていない人達は耕作も出来ないが、管理はしなければならず、JAの機械銀行やシルバー人材センターに手を借り年間 2～3 回程度、草刈や耕運などの作業を依頼しているのが現状であります。しかし、その経費は容易ではなく、年金、老後の預金などからあてがわれているのが現状であります。

「土地持ち非農家」と称される高齢者の人たちは、延々と続く管理に対し将来を失望し、先祖代々続く農地であったがもう手放したい、しかし農地は売れない、買い手がない現状であり、数多くの高齢者の悲しい嘆きや悲鳴が聞こえるようであります。

今後、益々高齢化が進み、生産出来ない耕作地、「土地持ち非農家」は残念ながら増加の一途であると思われる。

また、これらの問題を地域で互助、援助、救済、協力を行っている所もありますが、それは地域の有志ある人たちの行為により成り立ったものであり、現実には、公の援助や協力も一切無い状態で、何時までその援助、協力が続くかは疑問であります。将来的に、互助、援助する団体、有志に対し本町ではどのような救済措置や、改善策を講じて行くのか、また将来の展望をどの様にお考えか質問いたしますのでご回答宜しく願いいたします。

2点目は「防災面を考慮した道路整備」について質問いたします。

平成24年度2月に都市計画道路を14路線から、5路線に見直し、広域交通網の整備促進や、市街地道路のネットワーク、防災面を考慮したコミュニティ道路の整備、国道11号線を結ぶ広域道路網の整備すると発表されましたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

中でも防災上重要な、南北導線としての「堀江丸亀線」についてお伺いいたします。昭和43年度において、多度津都市計画道路と指定し、昭和49年度に「多度津都市計画道路変更計画」を基本とし計画され、西港町丸亀線の整備促進や南北導線の整備として、「堀江丸亀線」について、当時、国道11号線、四国横断自動車道善通寺インターチェンジとの関連を深く考慮し、整備計画されました。

しかし、現在の進捗率は、残念にも一部だけであり、計画道路周辺地区においては、未整備な道路が起す原因として、問題点が数多くあります。

計画道周辺の道路においては、県道丸亀詫間豊浜線と交差する町道277号線との交差点及び、町道7号線との交差点では信号待ちする車の列が長くでき渋滞が発生しており、予讃線と交差する鴨踏切では、上り下りの列車に頻繁に遮断されるため、数多くの車が列をなし停滞を引き起こし交通障害を起こしているのが現状であります。

また、何時起きても不思議でない「南海トラフ地震」が発生した場合、浜街道上の人や車、昼夜、臨海工業地帯に勤務する人々、海沿いの住民は海を平行して避難するのは常識では考えられず、大勢の人たちが一斉に海を背にして南方行に避難するのは必至であり当然であります。

その様な状況で、東西を走る複線の線路により道路は阻まれ、狭い踏切の道を多数の車が南に避難する。これは「危機管理」上極めて危険な状況と私は判断しますが、如何でしょうか。

常に其処に住む住民や、多度津に勤務する人の安全安心を考える上で現状を、どうすべきか、今後どうするのか、ご回答をお願い致します。

以上、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地対策と防災面を考慮した道路整備、2点の質問に対しお答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問のうち、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地対策についてお答えをしてみたいです。

農業を取り巻く環境は依然として厳しいのが現状であり、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足と、耕作放棄地の増大はなかなか解消できない問題点として常にかかえております。多度津町の農業振興施策においても担い手のいなくなった田畑を、集落営農組織化することで放棄地にならないよう農協とともに取り組んでいるところであります。

しかし、高齢化の波には勝てず、将来不安が付きまっております。今後の国の施策として、耕作ができなくなった田畑を県が借り上げて集約して、営農集団に貸し出す方向で考えているようですが、受け手も高齢化しているので、担い手が広がるのも難しいのが現状ではないかと思っております。

政府の方針としてTPP交渉参加を表明し、力強い農業政策を展開することで積極的な農業を展開し国際競争力をつけていくと、マスコミ報道からは伝わってまいります。農業政策はこれまでも国が主導権を持っていて、国幹産業として政府に期待するところが大きいものです。

町としても特産物であるぶどう、ミニトマト、オリーブなどの栽培や耕作放棄地解消対策でありますシルバー人材センターでのいちじく栽培などを通じて、6次産業化を見据えた農業の活性化を図ってまいります。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問には各担当課長より答弁してまいります。

産業課長（岡 敦憲）

古川議員の第1点目の、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地対策のご質問についてお答えいたします。

一部、町長の答弁とも重複する部分があるかと思っております。ご質問にありますように農業を取り巻く環境は厳しい状況であり、農業従事者の高齢化の他にも低所得などによる若者の新規就農者不足や耕作放棄地の増加、またTPP参加に伴う稲作農家への影響など日本の農業が抱える問題は山積している状態です。これらの諸問題対策として、現在国においては成長戦略の素案として、農家の所得を10年で倍増させる計画を掲げ、生産者が食品加工や販売まで手がける6次産業化を進め、市場規模を現在の1兆円から10兆円するとしております。

また、耕作放棄地対策として、まだ仮称ではありますが、「県農地中間管理機構」を新たに設置し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業参入等の多様な担い手による農地のフル活用を行い、農地の集積や耕作放棄地の解消に取り組みたいとしております。

また、今年度から香川県の新規補助事業として、地域を支える集落営農推進強化事業のうち農地集積促進事業が創設され、農業振興地域外であっても集落営

農組織を設立し、集積した面積に応じて集積促進費の補助を受けることが出来るようになりました。また、従来の地域を支える集落営農推進強化事業のうち経営発展支援事業を併せますと、農業機械導入に対する補助金も受けることが出来ます。

これらの香川県の事業に対しましては、多度津町も併せて補助しておりますので、これらの補助事業をご活用いただくことにより、農業環境条件の悪い地域においても個々の農家では維持が困難な農地を集積し、集落営農組織化することでの農業コストの削減や、農作業の負担減につながると考えております。

さて、冒頭にお話しました国の施策に基づき更なる農業支援事業を進めて行きたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申しあげ答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。古川議員のご質問の２点目、防災面を考慮した道路整備についてのお答えいたします。

この件に関しましては、昨年の１２月議会での答弁の中で、堀江丸亀線この整備につきまして県整備として、県の事業として整備要望について、若干述べましたけれども、現在地域防災計画の中での、緊急輸送路として指定されているのはさぬき浜街道含め４路線あります。防災面としても当該路線この整備については、中讃岐広域内の２市１町にまたがる、地域連携軸に値する大変重要な路線であると我々も認識をいたしております。平成２６年来年４月には、町道１号線が主要地方道として香川県の管理管轄となります。

我々としましては、その時点以後、近隣の市町、丸亀、善通寺と歩調を合わせながら、この重要な路線を一刻も早い整備ができるよう、要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、古川議員の質問に対する答弁といたします。

総務課長（石原 光弘）

古川議員のご質問のうち、防災面を考慮した道路整備についてお答えいたします。

地震により津波が発生した場合、第一波が多度津港へ到達するまでの時間は、現在の想定では約３時間かかると見込まれております。このため、十分に逃げる時間はありますので、慌てずに落ち着いて、避難するようにしていただきたいと思っております。

避難される際は自動車での避難は大変危険ですので、原則徒歩での避難をお願いいたします。多くの方が自動車で避難しますと、ひどい渋滞になり、避難や救助活動に多大な影響がでることが想定されます。また、徒歩で避難される時は、防災のしおりにも掲載しております、広域避難路、緊急避難路を利用する

ようお願いいたします。

以上、簡単ではありますがご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（古川 幸義）

1 点目の、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地対策についての再質問ですが、これは今ですね、私が質問した中でですね、大型機械も入らない、また、農業法人がどうして敬遠するのか、というところのその借り手側がですね、これはなぜ借りれないのかという質問、その原因はあるのですが、その事に対して私は答弁をいただきたいと思います。

一つの例を申しますと、当方の地区ではですね、耕作面積は 12.39ha で、稲作は 3.65、これを作っております。稲作が占める割合というのは 29%で、耕作を全然していない所というのは、自己管理として耕作していない所は約 70%あります。その農業従事者もですね年々割合も増加して行って、この数字がもう少し増えていくのではないかと思います。

さらに、農業振興地から外れていまして、条件が農業法人を作れば、そういう補助を受けられますが、農業法人とかそういうのを立ち上げなければ、質問の中にありましたが、やはり、有志の方や近隣の方が援助するしか手立てはありません。

先程、答弁の中にもいちじくの栽培を、当方の地区ではしておりますが、面積は当方の地区のですね、耕作地面積の中のわずか 1%にも足りません。これでは深刻な問題を解決する手立てにはあたりません。

このような条件で、どう対応するのか、再度質問いたします。

2 点目の、防災面を考慮した道路整備についてであります。危機管理上で指摘致しました南海トラフによる地震が発生した場合、震度 6 弱以上の揺れに襲われたり、浸水部が 30 cm以上の地域が、10ha 以上に上がったりするおそれのある自治体が 30 都道府県、734 市町に及ぶと報道されておりますが、本町ではどのような被害が想定されているのでしょうか。また、本町では、今議長の後ろにあります風景はですね、臨海工業地帯とそれから密集した家屋、その向こうにはすぐ海が迫っております。

まず、臨海部に浜街道が動線がありまして、南北の避難路は線路に遮断されております。その線路にはですね、高圧架線のパンタグラフが約地上 3mぐらいですね、支柱がコンクリート製の電柱であります。地震発生時は高圧の架線の損傷により、すべての踏切は通行不可能だと私は判断いたしますが、町はどの

ようにお考えでしょうか。

また、避難道と救急と火災の鎮圧のために、道は確保しなければなりません。また、この道路において、一般質問で何度も質問致しましたが、未だに見通しも芳しくありません。

また、それについて検討する事についてですね、また、再質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

産業課長（岡 敦憲）

古川議員の再質問についてお答えいたします。

農業環境の条件の悪い地域、あるいは集積が困難な地域等についてでありますけれども、先程、県の「農地中間管理機構」というのが新たに創設される、これは、耕作放棄地、あるいは管理ができていく土地、これに対して市町村、町、あるいは農協、それと民間企業等へ委託し、そこが一時的に管理していく、そしてその後受け手を見つけて貸し付けていくというような事を、国の方から資料を頂いております。これについては、4月終わりでしたので、まだこの時点からどんどん内容的なものは、詳細は決まっていっておりますけれども、農振地以外でもこういった事を活用しながらやっていけるかな、これは耕作放棄地となっておる農地の他に、耕作をしていた所有者が亡くなった、耕作放棄地なる恐れがある農地であるとか、相続人の所在が分からない、こういった場合には、公示広告を行って都道府県知事の裁定によって、受け皿を中間的この県の「農地中間管理機構」に利用権を設定するとか、色んな形で今まで以上に、耕作放棄地あるいは管理がしにくくなった土地についてのホローを行っておりますので、また、新たな情報がありましたらお伝えできると思います。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員の、シルバー人材センターでの、イチジク栽培の件について、今堀江の全体の1%未満、堀江の田畑の1%という事ですね。

今耕作放棄地というのか、耕作をしていないところが今70%ですね、その内のイチジクの栽培は、もうちょっと1%よりか以上あるのではないかなと思っています。

それと、シルバー人材センターにお聞きした時に、広げていくという事で、耕作をやっていない所に植えたのですけれど、水はけの問題とか失敗したとか聞いております。やはり、イチジクに合うところと合わないところがあるのかなという事は、人材センターの方も言うておりました。

そういう中で、今堀江の地区で新たに始りましたイチジクの栽培、これは多度津町の特産物としても、これを先ほどから申しておりますように、生産から加工、販売まで独自産業化をして、多度津町の特産物として売り出したいと思っています。

そういう意味では、これからも耕作放棄地解消対策としてと、そして特産物という 2 つの両面でイチジク栽培を、シルバー人材センターにお願いをしようと思っておりますので、どうか地元の古川議員におかれましては、是非耕作放棄地でイチジクが栽培できますような、いいアドバイスをお願いしたらと思っております。どうか、よろしくお願いいたします。

建設課長（島田 和博）

古川議員の再質問に関して、整備要望の路線についての今後の見通しなりを報告させていただきたいと思いますが、まず、今の県事業としての動向なんですけれど、すでにご存じのように、後で他の議員さんの説明で細かく申しますが、今現在施工中なのが浜街道、多度津丸亀線、西白方善通寺線で、多度津丸亀線につきましては 2 工区あります。

そして浜街道については、西白方工区としての局面を向かえております。西白方善通寺線、これは海岸寺から善通寺の吉原付近まで繋がっている道です。これも部分的にですね、用地ができたところから暫時施工ということに今なっています。ですから県事業としての多度津町への道路投資については、大変多額に上り多数の時間が今かかっています。

現実に多度津町といたしまして、今議員がおっしゃる堀江丸亀線につきましては、南の部分で丸亀市がかみます、この丸亀市は、われわれは堀江丸亀線という都計道路選定していますが、丸亀は金倉南北線という事で、最終 11 号バイパス線に飛び込んでおります。そこが善通寺の区域になりますけれども、それから 3、1、9、高速のインターまで繋がるといふ、この中讃地区でいったら、浜街道からインターまでという大変重要な素晴らしい路線だろうと思っておりますが、現実に都計道路として各市町で指定しながら、なかなか出来ないというのが現状でありまして、これを県事業として採択すると中では、採択要件というのがございまして、現実には 2 市、2 町以上ですね、2 つの自治体を重なっていないと県道の昇格及び選定路線にならないという、道路法の観点もございします。

それからいうと扱い上、将来間違いなくとは言いませんけれども、要望次第では重要な路線としての認識と、県が事業体として取り上げる部分としては、大変高い要素があると考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、今から施工中のものを仕上げた中という事と、予算配置の中で県の中で、なかなか難しい条件がありますので、と言えども早くから手を挙げて、丸亀市とタッグを組むという事で、共同歩調で要望を挙げていくという事が、今の段階で重要だろうと思っておりますので、今後とも議員おっしゃる部分は、われわれ道路行政をする中でも、大変高いハードルではございますけれども、成せば成るという事を思っておりますので、今後ともまた、色んな形の中でお力添えいた

きながら、推進していこうと思っておりますので、よろしく願いしたと思います。

以上で、再質問の答弁を終わります。

総務課長（石原 光弘）

古川議員再質問の、まず本町の被害状況はどうかという事でございますが、前回公表されております数値につきましては、香川県内の状況だけでございます。

まず、死者がですね千年に1度の南海トラフ巨大地震を想定した場合という事でございまして、死者が約最大3,500人、最小の場合は80人という事で、死者3,500人の内3分の2が、建物の倒壊による死者でございます。後3分の1が津波が原因という事で公表されております。

建物の全壊、消失につきましては、最大香川県内で55,000棟、最小の場合は8,100棟という数字が公表されてございまして、香川県内各市町の被害状況につきましては、現在出ておりませんので、この8月ごろには示されるのではないかと考えております。

こういう現状の中でですね、古川議員のご指摘があります津波に対する避難路、そういう道路の部分についてどうするか、あるいは線路が高圧線で通行できないという、色んな想定がされると思います。

それは今年、地域防災計画を見直しております。そういう中で多方面にわたって検討をしていく考えであります。実際に津波がこういう状況で、実際はやっぱり地震で、建物の倒壊が大きな被害状況として表れてくるという中で、消失とか火災とかが大きな原因となってくるので、その辺の対策も十分重要でないかという事で、どういう範囲を一位に考えて検討していくかという議論が出てくると思います。

また、沿岸部につきまして津波が非常に心配されるところでございまして、今年地域防災計画を見直しと同時に、津波ハザードマップを作成をいたします。沿岸部につきまして、それぞれ対象地域はワークショップが入っていきますので、そういう中で先ほど塩野議員の答弁申し上げましたが、実質の災害状況がどうなるのか、地域の皆さまが十分認識していただいて、そういう中で災害対策、防災対策を進めていくという事を基本にもっていきたいと思いますので、よろしくご理解を賜われますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

古川議員さんよろしいですか。

議員（古川 幸義）

再々質問ではありませんが、要望事項として申し上げます。

まずですね、1点目の耕作放棄地ですが、やはりどういう風に耕作放棄地を管

理するかという事ではなくて、やはり守りだけではなくて、戦略的な作物を作るというのが非常に重要でありますから、町の方ですね、我々地域でも期待をしております。

2 点目の防災道路の件ですが、やはり危機管理としてですね、常にどんな状況が起きるのだろうか、津波というのは3時間で到達いたしますが、その前にこの臨海工業地区は埋め立てで形成されていますから、やはり起こり得る災害としては、地盤が揺れによる軟弱化になるという事、もう1つは町の密集が海辺に面しているという事ですね、地震が発生してその後も大事です。火災が発生した場合です。どういう緊急車両が出ていくのか、また人命救助をどうやって行くのか、それはやはり車両が必要ですから、道路というのが非常に必要になってくると思います。これを、危険予知として慎重に検討していただきたいと思って、私の質問を終わらせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

これをもって、8 番古川議員の質問を終わります。

続きまして3 番、金井浩三君。

議員（金井 浩三）

3 番 金井浩三、一般質問2 点ほど質問させていただきます。

まず第1 点、水関連事業につきまして昨年度に引き続き、もう1 度質問させていただきます。

せせらぎと安らぎそして水めぐる町多度津町を目指して、平成16 年5 月に下水道高度処理水事業が総事業費35 億円をかけて完成しました。そしてこの完成によって多度津町は幾多の賞をいただきました。

平成17 年9 月には第14 回の「いきいき下水道賞」ということで国土交通大臣賞、平成18 年11 月には、同じく国土交通省の「手作り郷土賞」を受賞されました。

また、平成22 年には第12 回の日本水大賞国土交通大臣賞を「水めぐるまち次世代の未来を築く水循環プロジェクト」ということで受けております。多くの賞、そして部外からたくさんの方々が視察にこられて、多度津町は全国的に、いや、世界的に多度津町の名前が有名になったことと存じ上げます。

その反面、多度津町の財政も大変厳しくなったのも事実ではないでしょうか。2013 年2 月発行の下水道協会誌の特別対談の中でも、小国宏前町長がお話されています。これを作った当時と違うのは、国の財政がいよいよ厳しくなってきたこと、それによって多度津町への国からの交付税が毎年減額されています。それによって、多度津町の財政も過去のさまざま投資によって、なお一層厳しくなったと思います。

そして次に言ったのが、第一に良い事業であるけれども、これが有効活用できているかどうかを常に考えること、第二は財政負担をどう解決していくかという点ですと言っておられます。そして今、この水利用の中で困ったことは、我が国の農業が着実に衰退していること。

私が多度津町においても、このプロジェクトが完成してから、約 10 年間を振り返ってみましても、減反政策が進んで休耕田が増えています。農家の方々には心配しなくても今、水はいくらでも使おうと思えばあるんです。水稻の耕作面積が減少していきっており、水の需要が少なくなっているから再生水を利用するまでもありません。

また、別の意味で困った事もでています。ずっと水を流していても冬でもアオコが発生して困っていますし、子供達が水遊びをしても、家に帰ってから、シャワーを浴びなければ気持ち悪いと言っています。

この再生水の事業を、今後どのようにしていこうと考えているのでしょうか。そして毎年毎年維持管理費、約 3,400 万円を今後もずっと払い続けていくのでしょうか。

子育て支援や公共施設の耐震化などに活用した方が、町民は喜ぶのではないのでしょうか。ご答弁宜しくお願いします。

第 2 点目地籍調査について、地籍調査とは、主に市町村が主体になって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

そして土地取引、また、まちづくり計画をするときに役立ちます。そして費用は国が 2 分の 1、残りの 2 分の 1 は県と町が半分ずつ、さらに町が負担する経費の 80% が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には 5% の負担で実施することが出来ています。

私が思うことは、地籍調査を出来るだけ早くすることが多度津町にも大変メリットがあるのではないかと思います。

まず第一に地目変更が行われていないことが発見できること、昔は確認申請がうるさくなかったために、田や畑の上に住宅を建てている家があると思います。そして、実測するために、はっきりとした面積がわかるので、固定資産税に反映され、税収が UP するのではないかと思います。

そこでお伺いします。

平成 23 年度末で香川県で全体の 81% が地籍調査済となっております。多度津町は何年計画で地籍調査をするつもりですか。又、専門の部屋を作り調査を早くする考えはないのですか。先日、地元の方から三井地区はいつごろになるのかと聞かれたため、建設課の担当の人に聞くと三井が 10 年先、白方は 50 年先と言っていますが、何と気の遠い話ですか。

ご答弁宜しくをお願いします。

議長（門 瀧雄）

ここで、ちょっとお諮りいたします。

答弁をいただきますと、12 時をだいぶ過ぎますので、答弁は 1 時からとしたいのですが、構わないですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

はい、そういう事で 1 時から再開させていただきます。

休憩 11 時 50 分

再開 13 時 00 分

議長（門 瀧雄）

それでは、午前に引き続きまして再開いたします。

答弁を、町長お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員の、水環境創造事業についてお答えしてまいります。

水環境創造事業とは渇水対策であり、下水の処理水を高度処理して再利用する計画です。一旦葛原の中池に注入し、千代池ほか 10 か所のため池と、2 か所の放流口に配水し、農業用水として利用すると同時に、河川の浄化と水道の原水となる地下水に涵養することにより豊富な水量を貯えることが出来ます。加えてホタルの里、親水公園、せせらぎ水路などの環境を整備することです。この事業には、議員ご指摘のように多額の経費がかかりました。

私ども行政は町民皆様の税金を預かり、町民皆様の幸福の向上と町の発展を一義的に考え、住民サービスの向上に努めることが責務であり、そのためには、財政規律を守り、費用対効果を常に考え、財政の健全化に努めていく事が重要課題だと考えています。

これらの施設は現在、維持、管理も多額の経費がかかっておりますので、出来るだけ節減に努めますと共に、有効に利用したいと考えています。

「ホタルの里」では本年ホタルが約 10 匹飛んでおりました。パンフレットに掲げているような乱舞するまでには、まだまだ及びませんが、去年は 5 匹だったので、来年からも何とかホタルの乱舞する姿を見たいという夢の実現に向けて、「多度津ホタルの会」の方々や、水利組合と地元の方々のご協力を得ながら担当課ともども努力してまいります。

また、当初から臭いという評判の中池に関しても、多度津高校と連携しながら、浄化に向けて現在実験を行っているところです。これらの施設を出来るだけ町

民皆様の憩いの場所として再生するよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

その他のご質問につきましては、各担当課長より答弁してまいります。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員のご質問の内、水関連事業について、町長の答弁と重複するところもございますが、答弁をさせていただきます。

議員におかれましては、何かと上下水道事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、議員の記憶にも新しい事と存じますが、平成6年に起こりました、全国的な大干ばつは、戦後最悪の水不足を香川県民にもたらししました。

同年6月29日に始まった香川用水の取水制限は、11月14日の終息までに9回にもおよび、実に139日を記録いたしました。

香川県の平年降水量は、1千49ミリに対し、平成6年は724ミリの降水量しかありませんでした。

それ以降も度々渇水に見舞われ、水不足に頭を悩ませてきたところでございます。

当町では、この様な苦い経験を踏まえ、常に安定的に受水可能な下水道放流水を再処理し、河川維持用水、農業用水、修景用水等に再利用することに至り、議員のみなさまのご理解を得て、当事業を平成16年5月より供用開始いたしました。

供用開始後、約10年が経過し減反政策が進み休耕田が増え、水稻の耕作面積が減少し、再生水を利用するまでもないのではないかとのご指摘であります。今年5月の香川県内の降水量は、高松で11ミリで過去最低であり、多度津におきましても、20.5ミリと同月の観測史上、過去3番目に少ない少雨となっており、記録的な渇水が心配されるところでございます。

一旦渇水となりますと当然、早明浦ダムや、まんのう池からの放流も制限され、河川の最下流部にある本町では、上流からの流入は期待できないことから、当該事業は水の確保という観点から、渇水に対する安全度の向上に寄与するものと考えおります。

また、農業用水として再生水を利用した実績といたしまして、千代池に受け入れられた水量は、平成20年度が過去最大で、年間16万7,578トンで、平成18年度から24年度の平均は年間10万6,664トンとなっております。

6月から9月の間、千代池から10か所の池と、2か所の放流口に送水されておりますことから、農業用水に活用されていると考えております。

また、アオコの発生につきましては、水中の窒素、リンなどによる、富栄養化が原因と考えられますが、毎月定期的に水質検査を実施しており、現在、窒素、

リンなどの栄養成分が、基準水質を超える数値を検出してはおりませんので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、子供たちが水浴びをした後、シャワーを浴びなければ気持ちが悪いくということにつきましては、再生水は水浴びをすることを前提としての処理は行っていないことから、そのような行為を行わないよう、利用者に注意喚起を看板等で行うことを考えてまいります。

今後も、議員のご意見を踏まえながら、関係機関及び関係各課、並びに関係者と調整を行い、必要な時期に必要な水量を送水し、効率の良い運転及び維持管理、並びに水質管理に努めるとともに、無駄のない運転を行い経費節減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

失礼致します。金井議員のご質問の2点目、地籍調査についてお答えいたします。

まずその前に、当事業にご理解、またご協力、ご支援いただいておりますことに御礼を申し上げます。

議員ご質問の第1点目のメリット部分ですが、平成22年の総務建設産業連合審査会の中で地籍調査の効果という点で、住民相互の土地境界をめぐるトラブルの未然防止、登記手続きの簡素化、費用削減、また土地の有効活用の促進、公共事業のコスト削減、災害復旧の迅速化、課税の適正化、公平化、また測量成果GPSの利活用など住民、町相互のメリットが示されております。

なお、当事業に関しても当連合審査会で多くのご議論いただき、当面第6次国土調査10ヵ年計画の中で調査面積11平方キロメートルということで事業着手いたし、今年度で4年目を迎えております。

昨年までの3ヵ年で実施地区としては臨海埋立部、南鴨地区となっております。1地区3年の一巡行程、1年目は準備、地元説明会、1筆調査、2年目では地籍簿作成、公告縦覧、修正、3年目においては認証、承認申請、登記所送付ということで、毎年新しい地区を小字単位を1年毎追加いたしながら現在実施しております。

当初の国へ計画の中では、平成22年度から開始、平成48年度を完了予定年度とした、計26年間約四半世紀にわたるわけですが、この長期の計画をいたしておりました。その中の体制として、3班及び4班体制での実施計画でございました。

現時点での調査班体制は、1班体制で最善を尽くしてはおりますが、この進行度では、議員ご質問のとおり、経過年数が必要やもしれません。しかしながら、この班を増やしたとしても、土地境界のあり方、基本となる考え方を理解し、

伝承していく職員の育成期間と併用した年数が、かなりが必要不可欠であると考えております。

今後町と致して、概ね第6次国土調査までの10カ年を一区切りとし、次期作業工程の課題等協議検討をし、現行の地籍業務の位置づけ、根本的な体制づくりも勘案しながら、議員の皆様にお計りし推進して参りたいと考えます。

ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁いたします。

議長（門 瀧雄）

以上で、金井議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、金井議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（金井 浩三）

水関連事業につきまして、10年が経っております。渇水の時のために、いざという時に使う、それはよくわかります。すいません、そこで質問ですが、この10年間で、何回それが利用されたのでしょうか。

そして、もうあと1点、毎年維持管理3,400万円が大体要っております。これは、大まかに極端に言えば、人件費はいくら、部品設備費はいくらが解ればご答弁よろしくをお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員の再質問に、お答えしてまいります。

この水関連創造事業というのは、渇水対策であります。これは、渇水になった時に水が無くなると非常に困ります。水は生活インフラの一番大事なものです。農業もそうですけれどもね。そういう中で、今この10年間で何回使ったかという事ではなくて、これはいつでも使えるようになってます。下水の処理水を上げる量を多くすることによって、地下に涵養したり、また農業用水が増えていくわけですから、その時々その年の気候によって、水の不足具合によって、それは水の流す量を加減をしております。そういうふうな必ず、もし何かの時の備えであります。讃岐の国はご存じのように、度々水不足に悩まされております。多度津町はそういう事のないように、水環境創造事業を整備したわけがあります。ご理解いただけますように、願ひ申し上げます。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員の再質問の答弁といたしまして、まず、10年間の内いくら何年間水を送ったかという事ですが、その事に関しまして、私どもが水を送っているのは、千代池にお送りしておりますが、そちらへ水を送った今までの経緯と致しましては、毎年送ってはおります。それですので、そこから先ほどご説明したように、10個の池と2つの放流口に送水しておる事から、毎年利用されていると考えております。

また、維持費の内3,400万の内、何にいくら使われているかという点でござい

ますが、最近の資料では 23 年度の数値でお答えさせていただこうと思います。維持管理費と致しましては、23 年度 3,170 万円程でございます。その内メンテナンス委託料が 1,150 万、電気代といたしまして約 990 万、あと大きいものとして 900 万、あと残りに関しましては電話代、薬品代、その他の費用となっております。以上、すいませんが近年 23 年度の修繕費の金額を報告させていただきます。

議長（門 瀧雄）

金井議員、よろしいですか。

議員（金井 浩三）

ご答弁ありがとうございます。また、よく勉強して次再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（門 瀧雄）

これをもって、3 番金井議員の質問を終わります。

次に、11 番尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

11 番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成 25 年 6 月、多度津町議会第 2 回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町学校給食共同調理場の改築及び改善について、2、県道丸亀詫間豊浜線（さぬき浜街道）及び県道多度津丸亀線の工事着工完成見通しと沿線通学路の雑草木の除去について、3、憲法 96 条改悪等についての 3 点を一般質問いたします。

まず最初に、町学校給食共同調理場の改築及び改善についてであります。

学校給食は、教育の一環としての実施状況は、全国的に一部を除き、ほぼ完全給食が実施されてきているところであります。運営方式は、各自治体ごとに異なり、単独校方式、共同調理場方式、直営、民間委託などがあり、それらが混在しているところもあります。

1985 年 1 月 21 日、中曽根内閣の臨調行革路線に沿って、当時の文部省は、学校給食業務の運営の合理化についてという通達を出しました。地域の実情等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費などの経常経費の適正化を図る必要があるというものでありました。この合理化通達以後、学校給食の運営はどう変化したかを見てみますと、1985 年当時、学校給食の民間委託方式の状況は 4.4%でしたが、2008 年には 25.5%に、パート職員は 16%から 37.5%へ変化をしております。

また、近年、市町村合併を機に、小規模センターを大規模センターにまとめる動きもあり、センター化は 50.1%から 50.8%へと微増であります。合理化通達に添付された財務省の総括調査表によれば、人件費も 1 食当たりコストも民間

委託の方がかなり低い、小規模施設を集約して規模を拡大することにより、調理員 1 人当たり調理食数を増やすべき、また民間委託では仕入れ段階から調理、運搬、洗浄に至るまで包括的委託とすべきなどとしております。運営の変化では、民間委託が約 6 倍に増えております。自治体により、財政事情、都市部か農村部かの違い、また首長の政治姿勢などにより、この合理化通達に沿った運営を選ぶか、学校給食法の本来の趣旨に沿った運営を選ぶかの違いが出ているわけであります。

ところで、1954 年に施行された学校給食法では、第 1 条、目的で学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとし、第 2 条、目的で日常生活における食事についての正しい理解を深め、望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにする、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこととして、学校給食は教育の一環であるとの法的根拠が確立されているところであります。これまで学校給食は、国のその時々の方針によってさまざまな問題を抱えてまいりました。歴史的に見ますと、今から 59 年前の 1954 年、アメリカの余剰農産物処理法を受け、日本はアメリカの余剰小麦を受け入れ、パン食の普及が図られました。また、私たちも脱脂粉乳ミルクが給食に出され、臭いにおいのするまずい牛乳を飲んで育ってきた世代の一人でもあります。

1955 年には、日本学校給食会を設立し、給食用物資を一元的に取り扱う方針を確立し、物資流通の大型化と集中管理システムによって統一献立、一括購入方式が推奨されてまいりました。食料の自給率は、カロリーベースで 39%、小麦は 8%という低さであります。給食用パンの原料となる輸入小麦の検体から有機リン系の農薬が検出される事件も起こったことから、子供たちには安全な地場産の小麦でパンをのべ声が広がり、埼玉、群馬、北海道、長野などで県産小麦 100%のパンが学校給食に供されるようになり、また佐賀、三重、山口、岡山などでも国内産の小麦、米粉等によるパン、うどんなどがつくられております。輸入冷凍食品は、安価で調理の手間が短縮できることから、給食には大量に使われてきました。2002 年には、冷凍ホウレンソウから基準値を大きく超える農薬が検出され、大問題となりました。2008 年には、食中毒事件を起こしたギョーザ製造の中国天洋食品の冷凍加工品は、全国 587 校で学校給食に使われておりました。

また、農薬やカビに汚染された輸入米が食用に加工され、給食用食材となっておりました。

その他、1996 年の O157 事件は、学校給食で死者を出し、多数の発症者を出しました。学校給食での食中毒事件は、発生原因の特定が困難であること、被害が広範囲に広がることが特徴であります。

この結果、各地では子供と食の安全を守る取り組みとして、1、食品は鮮度が命、

長旅してきた輸入食品より、地産地消の推進で地域の連携を深め地域経済の振興にもつなげる、2、食材は一括購入を避け、学校ごとに、または規模を小さくして購入する、3、手づくり献立をふやすために、調理場の施設、設備の充実を図る、4、栄養士の全校配置、栄養士、調理員、設置者、食べる側などの協議の場を持つなどの努力がされているわけであります。そして、食と農を守ることがおいしい安全な学校給食につながるように発展させていくことが重要であります。食の外部化、多様化が進展し、生活環境の変化、多忙化などから朝食をとらない家族がいることであります。個食など食習慣の乱れから子供の生活習慣病や肥満が見られ、栄養バランスの偏りなどが心身の発育に影響を与えているなど、大きな社会問題となり、食の教育が重要視されるようになってきております。

2004年には、学校教育法の一部改正が行われ、栄養教諭制度ができました。2005年には食育基本法の制定、2008年には学校給食法の改正が行われました。学校給食法の改正では、新たに第8条、9条、10条が追加されたわけであります。第8条の学校給食実施基準では、児童または生徒に必要な栄養量など、学校給食を適切に実施するために必要な基準を文部科学大臣が策定し、学校設置者が実施に努める旨を規定をしております。これに基づく2009年4月1日の通知による学校給食実施基準の施行については、魅力あるおいしい給食となるよう調理技術の向上に努めることであり、学校栄養管理職員の仕事は調理員と一体であることが想定されております。

続いて、第9条の学校給食衛生管理基準では、文部科学大臣、学校設置者、学校長の責任事項を定め、2009年3月31日、告示第64号学校衛生管理基準では、教育委員会、保健所等とともに、衛生管理の実態把握、改善措置など細かく規定をし、調理員の研修、献立ごとの作業工程表、作業動線図の作成、作業前の確認などが義務づけられております。このことにより、学校給食法の第1条、第2条に明記されているように、学校給食は栄養補給のための給食にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨がより明確となり、給食を生きた教材として、食育を推進する上で重要なポイントとなるものであります。

そこで、かねてから懸案事項であった施設として、去る5月28日火曜日午後に、行財政改革特別委員会では、町学校給食共同調理場の施設見学を実施し、参加をして現場を見てまいりました。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、昭和55年に建設以来、築後32年経過しており、施設内の相当な老朽化が進んでおり、改築の必要があるが、当面思い切った修理、修繕を早急に実施すべきと思うがどうか。

2点目に、具体的には、1、天井のつり金具の点検で落下防止柵をとること、2、

配管の損傷修理、3、冷凍庫の購入、4、フロアの修理、修繕、5、換気扇の改善。
3 点目に、夏場では 40 度以上の高温となり、空調設備もなく、施設全体のクーラー化で職員の職場労働条件の改善が急がれるかどうか。

4 点目に、場所が狭く、2 時間以内に調理しなければならず、そのために、時間差で業者の材料仕入れ時間を調整して職員が苦勞されており、改善策はないのか。

5 点目に、最近県下での学校給食での異物混入が相次いでいるが、過去 5 年間に多度津町では 5 件発生しているとのことであるが、どのような状況であったのか。また、事後どのような対策をとっているのか。

6 番目に、改築についての見通しはどうか。

6 点をお尋ねをいたします。

次に、県道丸亀詫間豊浜線、つまりさぬき浜街道及び県道多度津丸亀線奥白方工区の工事未着工区の完成見通しと沿線通学路の雑草木の除去についてであります。

白方地区内における見立、西白方地区内でのさぬき浜街道としての県道丸亀詫間豊浜線は、弘田川 J R 架橋工事は部分的に着工し、進行しつつありますが、なかなか目に見えて工事が進捗をしております。また、県道多度津丸亀線の奥白方工区も下池まで開通しておりますが、残り湯戸の口峠まで工事が中断をしております。地元でも具体的な話し合いが中断し持たれていないままであります。最近では、通学、通勤時には、車両の通行が増加してきており、両県道とも防災と緊急避難、通学時の安全のためにも早期開通の実現が望まれます。両道の工事の現況と見通しについてお聞かせください。

また、6 月にも入り、梅雨入り宣言があった中で、未工事实施区域内の通学路では雑草木が繁茂し、両側の通学路白線が隠れて見えなくなっており、そのために道路は狭くなり、通学児童には対向車両の行き交う通学時には特に危険であります。中でも、見立地区第 3 踏み切り交差点信号機から奥白方下池までの約 1.8 キロメートルの沿線の歩道及び道路際には、草木の繁茂により歩行が困難でもあります。また、梅雨時期のこれからはマムシの発生により極めて危険でもあり、また毒ガの発生原因ともなります。沿線の果樹農家でも雑草木の繁茂により、害虫の発生での被害のおそれを心配して訴えておられます。海側の県道丸亀詫間豊浜線でも、自転車通学の中高校生が雑草木の繁茂により車の通行との競合で危険との隣り合わせで通学をしております。また、見立地区第 3 踏み切り付近での交差点の信号機も、車で横断する地元地区住民も車からおりて一々押しに行かねばならず不便を強いられております。せめて、三豊市の久保谷津嶋神宮交差点並みに感知式信号機の設置を強く要望されているところがあります。このようなことから、県に対しても早急に雑草木処理の申し入れ、

また感知式信号機の設置などの申し入れを行い、安全・安心して通学、通勤、畑へ行ける対策として取り組むべきであるので、県及び町当局の考え、対策をあわせてお聞かせください。

最後に、憲法 96 条改悪などについてであります。

今、憲法を考えるということで、関連書籍がふえ、憲法書籍の売り上げが伸びているということでもあります。現在、戦争を知らない世代が 80%を超えておりますが、私の父は 84 歳で亡くなり、既に 21 年が経過しようとしております。明治 42 年 10 月 10 日生まれ私の父は、海軍に 2 回の召集で、重巡洋艦妙高、総排水量 1 万 5,000 トンに乗艦をし、条約型重巡洋艦 18 隻の死闘で、修羅の海から奇跡の生還を遂げた体験を赤裸々に語った生き証人の一人でした。当時、日本海軍は夜戦に重点を置き、大型艦も近接戦闘を得意としたわけがあります。そして、日本の重巡洋艦は、水上戦闘、砲撃、護衛任務、ほとんど一手に引き受け、水上部隊は戦艦部隊が行うのが建前であったのですが、太平洋戦争ではその機会はほとんどなく、海上戦闘の全ては重巡部隊が中心とな行われたわけがあります。重巡部隊の編成は、第 4 戦隊、高雄、愛宕、摩耶、鳥海、第 5 戦隊、那智、羽黒、妙高、第 6 戦隊、青葉、衣笠、加古、古鷹、第 7 戦隊、最上、三隈、鈴谷、熊野、第 8 戦隊、利根、筑摩、第 16 戦隊、これは昭和 18 年ですが、青葉、足柄ほか軽巡 2 隻、第 21 戦隊、これは昭和 17 年、那智、足柄と摩耶、軽巡 2 隻での編成であり、重巡洋艦部隊が 5 隊とこれに従って、また支援のために 5 つの部隊が編成され、昭和 17 年 3 月までに 3 隊の重巡部隊、合計 11 隻が太平洋上の上陸作戦を支援し、第 7 艦隊はマレー、スマトラ、及び西部ジャワ方面の護送に従事したわけがあります。私の父の乗艦し所属していた第 5 戦隊は、那智、羽黒、妙高の 3 隻であり、フィリピン、セレベス、及び東部ジャワ方面で任務についていたとのことでした。

以下は重巡洋艦の生々しい戦記であります。

まず、太平洋戦争の初期でございます。これは、昭和 16 年 12 月から昭和 17 年 5 月にかけてであります。スラバヤ沖海戦、これが 2 月末に行われました。その中でも、通商破壊任務、これは昭和 17 年 1 月 4 日にこの妙高が被弾をし、妙高 1 隻だけが B17 の 8 機により、マララグ湾にて爆撃を受けて損傷し、35 名の死者、85 名の重軽傷者が出ました。後に佐世保で修理したことであります。その後に、ミッドウエー海戦、アリュेशन作戦も含むということで、この 2 つの任務として空母の直接護衛と間接護衛に当たったわけでございます。第 2 艦隊、第 4 戦隊、第 5 戦隊の妙高、羽黒が攻略部隊の中心であったと言っております。

ガダルカナルをめぐる諸海戦が、その次にあります。第 1 次ソロモン海戦、これは昭和 17 年 8 月 8 日から 8 月 9 日、第 2 次ソロモン海戦、8 月 25 日、その

後南太平洋海戦として、前進部隊 6 隻と機動部隊 5 隻の編成、戦艦と重巡、妙高は 6 隻の中の 1 艦でありました。そして、第 3 次ソロモン海戦、これは 11 月 12 日から 11 月 13 日に実施され、第 1 回目の飛行場砲撃での上陸作戦の支援に当たったわけでございます。そしてまた、11 月 15 日も同じような交戦をしております。

次に、太平洋戦争の中期になります。昭和 17 年末から 19 年 5 月。アッツ島作戦、これは昭和 18 年 3 月 26 日に交戦をしております。アッツ島支援に妙高と羽黒がいました。第 5 艦隊に増強、増援されましたが、その前にアッツ島守備隊の全員玉砕が報じられたわけでございます。その次に、ブーゲンビル島沖海戦、昭和 18 年 11 月 1 日です。この第 5 艦隊の妙高と羽黒はアッツ支援のかわりに北部ソロモン方面に進撃していたとのことでございます。敵駆逐艦の襲撃を受け、回避中にこの妙高と初風、駆逐艦が衝突をし、この初風が撃沈をされてしまいました。

次に、ラバウル第 1 次の空襲がありました。その当時、妙高と羽黒はラバウルを引き揚げていたそうでございます。ギルバート攻略、これは昭和 18 年 11 月に行われました。マリアナ沖海戦、昭和 19 年 3 月 19 日には、マリアナの七面鳥狩りの悲劇がここにありました。レイテ沖海戦、この海戦後に生き残った重巡洋艦は妙高と羽黒の 2 隻のみで、シンガポールへ行ったわけでございます。そこで、バラワン沖の悲劇が起きました。これは昭和 19 年 10 月 24 日のことでした。妙高がシブヤン海において空母機の雷撃を受け、艦尾が大破して、シンガポール沖に後退命令を受けたわけでございます。その後、マサマール沖海戦。

最後に太平洋戦争の末期、これは私が生まれた昭和 19 年末から終戦にかけてのことでございます。妙高は、後部を削りとられていたので、航行不能で就航できなかったわけでありましたが、昭和 20 年 7 月、港内停泊も安全でなくなり、妙高と高雄は行動ができないように破壊されて放棄されたわけでありました。この 2 隻のみが戦争の末期に残った 18 隻の重巡の最後のものであったわけでございます。重巡部隊の没落の最大のものは、昭和 19 年 10 月 23 日未明から 10 月 25 日午後までの 60 時間に及ぶ戦闘で、6 隻が沈没、6 隻が撃破、残りの 2 隻はその損傷から再び立ち上がることができなかったわけでありました。

レイテ沖作戦は、その受けた損害の割合で推定すると、重巡部隊にとってはほかのどの艦種よりも大きな悲劇であり、軽巡や駆逐艦も大損害を受けたが、重巡ほどではなく、重巡部隊の壊滅とともに日本海軍は全滅をし、日本は崩壊し、敗戦を迎えたわけでありました。

私の父は、重巡妙高に乗っていたため、幸運にも九死に一生を得て生き延びたことができ、私たちを含め、常々生前に周囲の人たちに語っていたことは、も

とも戦争は理不尽なものであり、戦争という人間の争いはむごいものだ。特にバラワン沖のシブヤン海において、敵の空母機の雷撃を受け艦尾が大破し大火災を発生し燃料が海一面に流れて三日三晩燃え続けたとのことでした。雷撃による衝撃で艦尾にいた兵士は飛ばされて、海に投げ出され、燃え盛る火の海に沈んでいったことを目の前にしたことでもあります。艦尾周辺でのそこには、二目と見られぬ阿鼻叫喚の地獄絵図があり、全身が真っ黒になった死傷者が折り重なって横倒しになり、甲板は赤黒い血で覆われていた。傷口の痛みにもめく者、既に息絶えている者、虫の息の者、手足のちぎれた者、腹をえぐられた者など、死屍累々と歩けないほどの死傷者、あすは我が身であると、むごい死のふちに立って、死傷者の救出に当たって身震いをしたとのことでした。父は、この悲惨な戦争体験から、二度と戦争を起こしてはならない、させてはならないと耳にたこができるくらい繰り返し訴え続けてまいりました。

その父が、復員後、幼少の私が見たものは、厳しい訓練で耳が潰れた姿であり、また当時熱帯地方である南方ではマラリアが発生しており、そしてそれに感染をし、それがもとで脳障害を起こし、普通の人生を送ることができなかったため、私たち家族は大変苦勞したわけでもあります。終戦直後、父の兄弟、4 家族が、満州、中国から命からがら引き揚げてきて、私の家に疎開して、25 人もの同居家族として生活をし、1 日に 7 升の食事を賄って窮乏をしのいだわけでもあります。

私の両親を初め、そのいとこの両親たちも既に他界をし、一緒に住んでいたいところたちも他界をしたり、疎遠になり、現在に至っております。

戦後 68 年、この大戦の恐ろしさ、悲惨さを後世に体験を語り継ぐ人が亡くなり、今戦争を知らない政治家たちが憲法改悪を企てていることを思うと、胸の痛む思いであります。私は、父の無念の思い、二度と戦争を起こさせてはならないというこの不戦の誓いと願いの意志を次いで、我が多度津町でも毎年 5 月 3 日憲法記念日に平和コンサートと講演会を開催、ことしで 7 年、7 回目の実施に参加、協力してまいりました。今まであの忌まわしい戦争の多くを語らない教師であった主催者の高口先生も、また戦争体験者の一人であり、神奈川県の大磯町の陸軍兵器学校での最後の軍歴のある唯一の軍生、つまり陸軍生徒だったそうであります。

戦争は悲惨であり、地獄を見た体験や国民総動員によって個人生活のプライバシーは全てなくなっていたと語り、教師の立場からも、二度と子供を戦場へ送ってはならない信条のもとに、文化的、経済的な発展は憲法 9 条があったからこそというわけで、高齢、病身にもかかわらず、憲法 9 条を守る会多度津の中心メンバーの一人として活躍されております。

今、自民党や維新の会などが憲法改定を参議院選挙の争点にしようとしており

ます。改憲派の一番の狙いは、9 条を改定して、国防軍をつくり、日本をアメリカとともに海外で戦争ができる国に変えることであります。安倍首相の憲法改定には大問題があります。

また、橋下大阪市長の従軍慰安婦は必要であったなどの人権無視、歴史逆行の発言にも大問題があります。これらは、1、国会が改憲を発議する条件を国会議員の 3 分の 2 以上から過半数に、96 条の改定は単なる手続論ではありません。憲法は、主権者である国民が、その人権を守るために国家権力を縛るためのもの。

ですから、時の権力者の都合で変えられないように改正に条件を普通の法律より厳しくしているわけであります。改憲のハードルを下げるのは憲法を憲法でなくしてしまう禁じ手であります。2 点目に、自民党の改憲案では、基本的人権を不可侵の永久権利とした 97 条を全文削除する。表現、結社の自由を含む基本的人権を公益、公の秩序の名のもとに制限する。戦前の大帝国憲法への逆戻りであります。3 点目に、安倍首相は、過去の侵略と植民地支配を国策の誤りと認めた 1995 年の村山談話の見直しを言っており、侵略定義は定まっていない。どちらから見るかで違ふとまで言っております。これはアジアへの侵略戦争を正当化するもので、憲法前文で再び戦争を起こさないと決めた戦後政治の原点の否定であります。

そこで、お尋ねをいたします。

第 1 点目は、参議院選挙の争点の一つである歴史的な逆行である自由民主党日本国憲法改正草案及び現行憲法 96 条改定についての町長の見解を伺います。

2 点目に、地方自治では、役割を狭め、道州制、これは自民党改憲草案の 93 条でございます、これを規定をし、現行憲法が保障する地方自治そのものの破壊であり、住民自治の否定するものであり、町長の見解を伺います。

以上、3 点について、町長及び町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員ご質問のうち、憲法 96 条の改定についてと道州制についてありますが、この 2 点とも国の立法機関である国会で議論されることであります。私ども地方行政の立場としては、国会での議論の動向を見ていくしかないと考えております。国会における各政党間での熱戦を期待しているところでございます。多度津町長としての見解は以上ですので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問に対しましては教育長を初め、各担当課長より答弁をまいります。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の学校給食共同調理場の改築及び改善についてのご質問にお答えい

たします。

まず、第1点目の大規模な修理、修繕の実施については、先ほど小川議員に対する答弁の中で一部述べさせていただきましたが、近い将来給食センターの民営化を考えるに当たっては、当町の場合のご指摘のとおり、施設そのものが経年劣化により老朽化している状態での民間委託については難しいため、施設の更新とセットで検討する必要があると考えておりますことから、現時点で施設の大規模な修繕に予算を投入することは難しいのではないかと考えております。2点目の天井つり具、金具の点検で、落下の防止柵をとることを初めとする複数の改善策については、把握はしているものの、現在たちまち業務に支障が出るようなものであるとは認識しておりません。しかしながら、今後できる範囲において、事前の対応を心がけてまいりたいと考えております。

3点目の施設全体の空調設備については、これもさきにお答えいたしましたとおり、現段階で現施設については物理的に難しいと考えているところから、スポットクーラーの増設で対応してまいりたいと考えております。

4点目の2時間以内に調理する必要から時間差で業者の材料仕入れ時間の調整に苦慮していくことへの改善策はとのご質問でございますが、学校給食法の中の学校給食衛生基準の中では、2時間以内に調理するというのではなく、調理後2時間以内に喫食するという基準があると考えております。その基準にのっとり、調理、温度管理、配送のできるように進めているところであります。なお、当センターには、2,300食の食材を一度に保存する冷蔵庫がないため、食材によっては仕入れ時間の調整を行うことはやむを得ない運用であることをご理解いただければと存じます。

5点目の過去5年間の当町における異物混入事案については、ご指摘のとおり5件の発生がございました。

内容については、1件目は平成21年9月14日すいとん汁に約5ミリ大の青色のプラスチック片が、2件目は同10月6日アーモンド揚げパンに約4ミリの細い金属繊維が、3件目は平成22年6月21日野菜のゴマ酢あえに細い合成繊維が、4件目は平成23年6月2日御飯に2から3ミリのビニール樹脂の破片が、5件目は平成25年2月6日ツナと野菜のからしゴマあえに木片が混入していたものであります。

児童の喫食前に判明したものは事前に給食を中止、また喫食中に判明したものについては、即座に給食を中止し、代替食としてパンを配付しました。いずれの場合も、直ちに調査を進めた中で、原因が特定できたものは3件だけで、あとは原因の特定に至ることができませんでした。

これら5件の事案が発生したときには、児童の下校にあわせて、保護者宛てに事案の説明の入った謝罪文を持ち帰らせております。いずれの事案についても、

児童への健康被害は出ておりません。

6 点目の改築についての見通しについては、1 点目の答えと関連がございますが、改築となりますと予算的な裏づけも必要なことから、今後関係課、特に総務課の財政部局との協議の中で検討を進めてまいる必要があると考えております。いずれにいたしましても、議員の質問の中にありましたように、子供にとって単なる栄養補給だけというような捉え方ではなく、学校教育の一環として、食育を推進する上で最も重要となるものが学校給食であるという大前提を決して忘れてはならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

失礼します。

尾崎議員のご質問の 2 点目、県道丸亀詫間豊浜線、さぬき浜街道、及び県道多度津丸亀線の工事見通しと沿線通学路の雑草木の除去等についてお答えをいたします。

まず、両県道の進捗状況ですが、県道丸亀詫間豊浜線、さぬき浜街道につきましては、平成 24 年度には上部桁の作成中で、今年度予讃線海岸寺駅付近の上部桁を架設予定でありまして、来年度以降には弘田川の上部桁製作架設、平成 27 年度以降におきましてトンネル工事の着手、完成年度といたしましては暫定 2 車線での供用開始を平成 30 年代前半と予定をいたしております。

また、県道多度津丸亀線の奥白方工区につきましては、下池部分、上池部分との間のほこらの問題等で、構造線形等、土木事務所のほうで再検討をしておりますけれども、今年度地元に対し提示をして、その了解が得られれば早期着手ができると考えております。

通学路の雑草木の除去につきましては、冒頭渡邊議員のご質問の答弁でも申し出ておりまして、尾崎議員の部分につきましては奥白方部分でございますが、大変我々としても安全面、現状の危惧をいたしておりますので、早期の着手をしながら、今後とも管理面の充実、早期改良要望をしまいたいと考えております。

また、見立第 3 踏み切り部の交差点信号につきましては、再三我々としていたしましても申し入れはしておりますけれども、県警基準の中、現状での形式にとどまっております。

今後とも継続的に申し入れを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをして、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありました。尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

学校共同調理場の改築及び改善でございますが、5 点目に異物混入の件でございますが、具体的にこの 5 件あったのはどこの学校かというのを教えていただきたいと思います。

それから、県道丸亀詫間豊浜線については、7 月 20 日から既にもう夏休みになります。それまでには緊急を用いておりますので、早期着工の時期ですね、これを具体的にどの時期かというのをお知らせいただいたらと思います。

それから、先ほど言いました見立の感知式信号というのは、前回も言いましたが、非常に危ないので、あそこは通学路でもありますし、子供は渡るんでも赤信号でも突っ込んでくるということなんで、押しボタンを押してでもまだ車が通勤途中で突っ込んでくるということ、命からがらのあれなんで、特に車で出入りする人はわざわざ押していつても時間的なあれがないということで、これも引き続き継続で申し入れをするということでございますが、ぜひこれは実現をしていただきたい。

それから、奥白方工区は今年度提示して、早期提示をするということでございますが、先ほども言いましたように、通学路が非常に危険だからぜひこれは県の予算の関係もありますが、ぜひ早急に実現するようにお願いしたらと思います。

それから最後に、町長が言いました憲法問題について、国会での議論に待つものと逃げておられますが、そうでなくて私は町長個人の意見が、見解が、本当にこういう憲法でいいのかということをお伺いしたんです。というのは、今非常に憲法改正によって国の形が変わってしまう、ご存じのとおり、TPPの問題にしる、消費税の問題にしる、原発にしる、全く政治が逆の方向に行きよるということで、地方行政とのかかわり合いで、国との関係でやはりここら辺が地方行政に携わるトップがそのちゃんとした姿勢を持たない限りは、非常に危険な方向に行ってしまうということでお伺いしたので、ぜひ町長の個人的な見解をお願いしたいということで、3 点よろしく申し上げます。

建設課長（島田 和博）

失礼します。

尾崎議員の再質問に関しまして、1 点目、県道、多分丸詫線と多度津丸亀線の両方の昨年のご質問のあった部分、私も承知はいたしておりますが、県のほうに聞きますと、一括した業者選定をしておるということで、私のほうとしては、現状を香川県も熟知しておる中では、もう少しあの 2 件だけでも早く入札ができないかということも申し上げておりますが、やはり入札過程の問題の中で、多度津だけではございませんので、どうしてもやっぱり今の時期になってしまう。去年も申し上げましたが、早くしないと尾崎議員が申されているように夏

休みが来るわけです。

ですから、年 2 回ぐらいのときでは問題がなかったんですけれども、やはり 1 回という中で、梅雨を過ぎますとさき刈っとったらまた後で生えてくるとか、いろんな関係上、ですが危険性は認めるということでございましたので、今回も渡邊議員さんのご質問のときにお話し申し上げましたように、先週業者が決まったということでありまして、今週、今日か明日に契約されるということでありまして、とにかく早く現状を見よる中で早く対処してくれというのをもう一遍県に要望いたしますので、ご了解をいただけたらと思います。

そして、もう一点の先ほどの浜街道の第 3 踏み切り付近の信号機に関してですが、なかなか県当局といたしましても、そういう要望があったのは我々も知っておりますし、町としての要望もしておるんですけど、やはり県警基準の中の規制の中の信号の取りつけでございまして、あそこの三豊市付近の感知信号をこちらの何で同じような形態でできないかというのを我々も関知しておりますので、できるだけ早い対策ができるよう、もう一度要望してまいりたいというように思っております。

それと、奥白方についても、いろいろ候補検討の中で地元とキャッチボールしながらやっておるというのが現状でございまして、奥白方工区についての事業体が県の単独費の事業体となっております。もう一点の道福寺付近の件に関しては、交付金事業ということの中で進めておられるようです。ですが、もう進捗率として、そういう安全対策面、非常に危惧される区間でございますので、なお一層の要望をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、回答にかえます。よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員の再質問にお答えをしてみたいです。

この議場の中で申し上げられることは、私が多度津町長の立場で、また個人的なことでありまして、多度津町の行財政にかかわること、またまちおこし等それぞれ私の範疇にあることの個人的な見解ならお話ができると思っております。今、先ほど申しましたように、国会の中で、立法機関の中で議論をされていますこと、これは私ども町の範疇にはないと考えておりますので、当然町長の立場でもまた私の個人的な見解もお話をするのではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問にお答えします。

異物混入事案についての 5 件の内容をということで、学校名をお答えします。多度津小学校で 5 件のうち 4 件、事案が発生しました。白方小学校で 5 件のうち 1 件、事案が発生しました。

以上です。

議長（門 瀧雄）

尾崎議員さんよろしいですか。

議員（尾崎 忠義）

最後にじゃあ。

先ほどここの浜街道が完成するためには、非常に地元の人も協力をし、地元優先にならなければならないこの県道でございますので、ぜひこれは早期の実現ということで要望したいと思います。

それから、町長、国会問題なんですけど、ぜひこれも要望に、町長個人に要望するのもおかしいんですが、ぜひこの憲法改定が現行憲法をやっぱり守っていくということで、ぜひこれは強く町長の信念として推し進めていっていただきたいと思います。

それから、学校給食の異物混入の件については、多度津小学校が4件で、白方小学校が1件ということで、何か偏ってそこに事案が発生したということについては、ちょっともう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（門 瀧雄）

要望でよろしいんですか。

議員（尾崎 忠義）

いやいや、最後、給食の分だけ。事案、多小に4件も集中して、5年間も。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問の再質問にお答えします。

今、多度津小学校で4件、白方小学校で1件、その発生した事案の偏りがあるのはどうしてかということについてなんですけども、正直言ってデータ見たときに、そういう4件と1件だったなあというだけの認識で、その背景なんかについては分析することはできないし、なぜそうなったのかということについてはお答えすることはできません。結果的にそういう形になったんではないかというふうに考えております。

以上でおいて構わんですか。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は終わります。

5番 隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番 隅岡美子でございます。

通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

小型家電リサイクル制度についてでございます。

小型家電リサイクルとは、資源の有効活用や最終処分場の延命などが目的、使用済みの小型家電は貴金属やレアメタル、鉄、アルミなどを多く含むため、都市鉱山とも呼ばれるが、これまで回収や再資源化の仕組みがなく、大半が不燃物として埋立処分されてきました。環境省の推計では、1 年間に使用済みとなる小型家電 65 万トンのうち、有用な金属は 28 万トン、844 億円にも上るとされています。4 月からスタートした小型家電リサイクル制度について、県内 8 市 9 町全てが本年度中に制度に参加することになりました。

一般紙、平成 25 年 5 月 12 日付によりますと、県内全市町を対象に、2 日から 8 日にかけてアンケートを行い、小型家電リサイクルの実施状況の記事が掲載されておりました。その中で、先行して回収事業を行っているのは 3 市であり、丸亀市が四国で初めて、2011 年 11 月 1 日から取り組みを開始しております。同市では、回収しているのは携帯電話のほか、ビデオカメラやデジタルカメラ、電子辞書、IC レコーダーなど 15 品目、設置場所はコミュニティーセンター、市役所、総合センターなど含め、6 カ所に回収ボックスを設置しております。そのほかでは、善通寺市と観音寺市がことし 4 月から開始をしております。多度津町においても、不燃ごみの減量化にもつながっていけるメリットがあると思われる。

そこでお尋ねをいたします。

多度津町において、今後の実施計画をお示してください。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問の小型家電リサイクル制度についてお答えをします。

小型家電リサイクル制度とは、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律だと思います。法制定の背景には、資源価格の高騰や最終処分場の逼迫などの理由により、機器等に含まれるアルミ、レアメタル、貴金属などがリサイクルされずに埋め立てられることへの対応が急務になったためと認識をしております。本年 4 月より施行されておりますが、本町も取り組みを開始してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳しくは担当課長より答弁をします。

環境課長（中野 弘之）

隅岡議員の小型家電リサイクル制度についてのご質問にお答えします。

環境省は、議員がおっしゃるとおり、金や銅、レアメタルといった有用金属の再資源化や埋立処分の削減のため、平成 25 年度より小型家電の回収を行う市町に対し、実証事業として、回収ボックス、PR のぼり旗、広報チラシの現物支

給を行うことになりました。多度津町も4月9日をもって事業の採択決定をいただき、現在8月中旬ごろの支給を待っているところでございます。

回収方法としましては、回収ボックスを役場本庁、豊原農村婦人の家、四箇、白方各公民館の玄関口に設置し、現業職員により月1回程度の回収を考えております。それと、リサイクルプラザにて持ち込み回収も行い、本年度においては回収された小型家電は国が設定した業者に無償で引き渡す予定ですが、平成26年度からは各市町が入札にて有償売却を行うことになっております。

回収する品目につきましては、1、携帯電話、公衆用PHS端末、2、電話機、3、デジタルカメラ、ビデオカメラ、4、デジタルオーディオプレーヤー、CDプレーヤー、ICレコーダー、5、電子辞書、6、ゲーム機、電子玩具、7、ETC車載ユニット、8、ポータブルラジオ、9、ポータブルDVDビデオ、10、電卓、11、カーナビ、12、リモコン、充電器等の電子機器附属品の12品目を考えております。

最後になりましたが、住民への周知、啓発につきましては、広報チラシが支給され次第、全戸配布を行い、9月からの回収開始を予定しておりますので、8月の広報紙、ホームページ等に掲載をしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、隅岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

8月の中旬ごろ、予定をされておりますということで、国のほうからボックス、それからのぼり、それからチラシも現物給付をされるということでありました。周知のことも8月の広報紙でお知らせをしていくということであります。これも周知をして、住民の皆様から理解を得られなければ、なかなか回収率も上がってこないと思われますので、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

環境課長（中野 弘之）

隅岡議員の再質問についてお答えを申し上げます。

今のところ、広報紙等のほうで周知していこうと考えておりますので、よろしく願い賜りますよう、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

よろしいですか。

議員（隅岡 美子）

回収ボックスですが、役場、豊原農村婦人の家、四箇公民館、白方公民館で
ございますね。できればもう少し回収ボックスの設置場所をふやしていただき
たいと思います。これは要望です。

以上でございます。

議長（門 瀧雄）

要望でええんですか。

これをもって5番 隅岡議員さんの質問を終わります。

4番 村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番 村井保夫、質問は二つあります。

一つ目は、防災対策の推進についてであります。

5月28日、南海トラフ巨大地震の対策を検討していた国の有識者会議は、地震
予知が現状では困難と認め、備えの必要性を指摘する最終報告書をまとめまし
た。各自治体は、ハード面の整備とともに、防災教育などソフト面を充実させ、
予測不能な震災への対策を急ぐ必要があるとされると結論を出しました。また、
救援活動などで重要な役割を担う役所や学校、病院などに関する広域連携も求
められる。一方で、自分の身を自分で守る自助の考えを取り入れた防災教育な
どのソフト面も重要である。

そこで、いつ起こるかわからない巨大地震に備え、ハード、ソフトの両面から、
多度津町としてどのように防災対策を推進していくのか。また、前にも質問を
しましたが、急傾斜危険区域の改修工事はどのようになってきているのか。ま
た、このまま放置しておくのかどうか。工事をするならいつごろになるのかも
あわせてお伺いします。

2つ目は、道路や公共施設の整備についてであります。

町内の公共施設の耐震化率は、県内市町の中でも悪いほうだと聞いていますが、
厳しい財政事情の中でも、耐震化を計画的に推進していかなければならないと
思いますが、いかがでしょうか。

また、さきに発表された2040年の将来人口推計では、多度津町の人口は現在の
2割減の1万8,900人と推計されていますが、このような人口減を踏まえ、公
共施設の適切な配置についても十分議論しなければならないと思いますが、い
かがでしょうか。

そこで、道路や公共施設の整備について何点かお伺いします。

まず、中学校の建設は、計画どおりに進んでいるのかどうか。その進捗状況に
ついてお伺いします。

次に、消防庁舎の建築計画について、現時点での進捗状況について、いつごろ
設計をして、いつごろ竣工するのか。また、どのような規模になり、どれぐら

いの経費が必要となるのかをお伺いします。

また、道路の舗装、整備についてはどのようになっているのか。また、県道も含めてお伺いします。

まず、さぬき浜街道の工事について、町内区間の進捗状況について、今後用地交渉や工事が順調に進捗したときの完成時期も含めてお伺いします。

次に、県道多度津丸亀線についても同様に、また町内区間の進捗状況について、今後用地交渉や工事が順調に進捗したときの完成時期も含めてお伺いします。

さらに、町道川西阿庄線についても同様に、進捗状況について、今後用地交渉や工事が順調に進んでの完成時期についても含めてお伺いします。

以上で質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問のうち、防災対策の推進についてお答えをしてみたいです。

政府は、2年前の東日本大震災を教訓として、今後起こる可能性の高い南海・東南海そして東海地震まで連動して起きたときを想定して、さまざまなシミュレーションを明示しながら、自治体に対して地域防災計画の策定を求めています。

我が町もため池や土砂災害ハザードマップの作成や津波対策としての避難場所の締結など準備を進めているところでございます。大事なのは、地震が発生した後の対応だと思います。常に申し上げておりますが、自治会単位での自主防災組織の結成をお願いし、その資機材等の助成を去年に続いて本年も行っております。

地域の方々にお互いが助け合う共助の気持ちを持っていただき、高齢者や体の不自由な方を安全な避難場所まで誘導していただく手順を決め、避難訓練も行っていきたいと考えております。そのためのセミナー開催や周知会などを希望する自治会には消防や町職員がお伺いして、サポートする体制も整えております。ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問に対しましては教育長初め、各担当課長より答弁をしてみたいです。

総務課長（石原 光弘）

村井 保夫議員の防災対策の推進のうち、ソフト面での対策について、町長答弁と一部重複しますが、お答えいたします。

塩野議員の答弁でもお答えしましたが、これまで地域包括支援センター主催の介護予防教室にあわせて、防災教室の開催、自治会からの要望による防災出前講座を行い、本町の防災に対する取り組み状況や大規模災害時の住民同士の助け合いの重要性と災害に対する理解を再認識してもらうなど、防災意識の向上に努めております。

また、平成 23 年、24 年度の 2 カ年で、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている地域を対象に、土砂災害ハザードマップを作成し、災害時に備え、住民の方の自主的な避難や危険回避行動を支援し、被害を最小限として適切な行動がとれるよう、関係自治会を通じて配布したところであります。また、ことし 3 月 31 日には、香川県が国の被害想定をもとに、地震、津波想定を公表しました。町としても、この公表を踏まえ、住民の方が地震、津波を正しく知り、正しく判断し、正しく行動ができるように、地域防災計画の見直しや津波ハザードマップの作成など、ソフト面からの防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。

村井 保夫議員のご質問の 1 点目、防災対策の推進についてのうち、急傾斜危険区域の改修工事についてであります。西浜、城が下地区につきましては、平成 23 年度より庁舎設計に着手をし、以後工法等の検討をいたしておりましたが、先月中讃土木との協議の中で、本年度については夏以降、まず西浜地区での地元説明会に入り、老朽化の進んでいる箇所から一部着手する予定であるという回答がございました。以後、城が下地区にも進んでくると思われます。今後、説明会、工事等におきまして、議員のお力添えをお願いしたいと思っております。

2 点目の道路や公共施設の整備についてで、中学校の改修工事についての進捗でございますが、最終段階となる確認申請のための詳細設備関係、構造設計等、事前協議段階に進んでおります。あくまで消費税のタイムリミットである 9 月中の契約を目指し、今日作業を進めておりますので、よろしく願いしたらいと思います。

また、町道舗装等の道路全般の整備推進につきましては、毎年計画的に予算要望し、整備を行っておるところでございます。県道等の進捗、整備完成年度等についてのご質問で、まずさぬき浜街道についてであります。一部用地関係で未買収地がございました。この件に関しまして、県といたしまして、事業認定による法手続を施す中、今年度には処置が完了すると聞いております。工事進捗につきましては、先ほど尾崎議員の答弁で申しましたように、今年度から約二、三カ年をかけ、予讃線弘田川の架橋工事、そして 27 年度以降トンネル工事とし、全線の開業年度につきましては 30 年代前半期であろうと思慮いたしております。

また、県道多度津丸亀線の町内区間の進捗でございますが、奥白方工区につき

ましては、先ほど尾崎議員の答弁で申しましたが、地元了解等がとれましたら早期に着手できるものと思っております。

もう一つの多度津工区、修理面から道福寺区間につきましては、土讃線東側で一用地未契約地がございまして、現在も県当局が継続交渉をしております。工事予定につきましては、この部分の契約終了後、埋蔵文化財調査を経て、土讃線高架工事に着手、また並行して土讃線西側の上部工、取り合わせ擁壁等ございますので、この工区も平成 30 年代前半期であろうと見込んでおります。

さらに、川西阿庄線、町道川西阿庄線の進捗でございますが、今年度交付金事業で進めてまいりました盛土山古墳から白方小学校下を通っております集荷場のある町道 30 号線までの区間、450 メートルにつきましては完成予定でございます。また、その 30 号線よりさぬき浜街道高架下までの区間、約 600 メートルにつきましては、昨年度用地買収が整いまして、今年度着手といたしておりますけれども、この財源となる地方特定事業、起債事業でございますが、この制度自体がこの今年度、25 年度より終了となったため、来年度新たな交付金事業として、平成 26 年より着手すべく、今事業申請をいたしておるところでございます。この区間の完成につきましては、交付金自体の配分によりますので、今の時点では未定でございますが、一年でも早い完了ができますよう、県当局に対し要望してまいりたいと思っております。

以上で村井保夫議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

村井議員ご質問の多中改築の進捗状況についてのうち、教育課からは直接建設にかかわる以外の部分についてお答えします。

教育課においては、現在主に学校施設環境改善交付金の交付申請にかかわる事務を着実に進めているところであります。また、校舎、体育館建設工事完了後に控えている引っ越し作業に向け、移動対象物品や新規に購入が必要な物品のリスト化作業を多度津中学校の先生方のご協力をいただきながら進めている状況です。学校施設としての役割はもちろん、地域の防災拠点、地域活動や生涯学習の拠点としての役割を果たすことのできる多度津中学校とすることを目指し、今後は特に施設の運用面についての具体的な検討を進めていくこととなります。この先、議員の皆様方からのお知恵を拝借するような場面も出てこようかと思いますが、その折には何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

消防長（前原 成俊）

村井保夫議員のご質問のうち、2 点目の道路や公共施設の整備についてのうち、②消防庁舎の建築計画についてお答えいたします。

議員ご質問の消防庁舎の建築計画について、現時点での進捗状況でございます

が、先ほど小川議員のご質問でも少し触れさせていただきましたが、改めて申し上げます。

多度津町消防本部庁舎建設検討部会は、現在も不定期で開催して検討を続けておりますが、消防庁舎建設に係る基本設計及び実施設計業務につきましては、発注を建設課に委託しており、今月中には入札を執行し、設計業者が決定できるものと考えております。竣工の時期につきましては、今年度のなるべく早い段階で基本設計及び実施設計を完了して、平成 26 年度早々には工事施工業者を決定して、工事に着手し、26 年度中のできるだけ早い時期に施工を完了させ、平成 27 年 4 月には開庁したいと考えております。建築規模につきましては、昨年 10 月の全員協議会でご報告させていただいておりますとおり、延べ面積で約 1,500 平方メートル程度、概算費用は附帯設備を含めて 4 億 4,500 万円をめぐりに計画を進めてまいりたいと考えております。建築費用につきましては、東日本大震災の復興特需のため、建築部材及び人件費等も高騰しておりますし、来年 4 月からは消費税も 3% 増加するものと考えておりますので、屋外階段を訓練施設の一部として利用するなど、機能的に似ているものは兼用するような方策も勘案しながら経費節減に努めたいと考えております。また、新庁舎は防災拠点としての機能や住民の方の一時避難場所としての機能をあわせ持ったもので計画しておりますので、今後設計業者が決定し、設計図書等が示されましたら、精査した上で、議会の皆様にご報告申し上げ、一日でも早く開庁できるよう計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で村井議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

先ほどの質問の中で、回答の中で、浜街道橋梁部分が工事今年より入るそうですが、工事の進入路は従来どおりの通学路を予定しておるのでしょうか。新しく、前言いよったように、全員協議会のときに言ったように、川西阿庄線の未完成部分を少しでも早く利用できるように申し入れをしたんですけど、どうなっておるのでしょうか。

それとまた、町道の舗装が全面どこを通っても悪いように思うんですけど、ここの町道舗装計画とかも詳しくお願いしたいと思います。

以上。

建設課長（島田 和博）

それでは、村井議員の再質問の関係、前回の回答の中でもございました、先ほど申しました川西阿庄線という部分、これを最終的に用地交渉が終了できま

した。現実的に、時期等ございまして、もう既に県も進んでおるんですが、あの町道の買収部分を暫定的に進入路で使えないかと、できるだけ町道を回避できるようにした方策では言っておりますが、まだその返答が来ておりません。現実にはずっと使うかということになりましたら、県も計画性の問題もございすし、安全面からいうたら、私どもの用地内、幅内を仮設道を計画しながら、それで通っていただくというのが一番望ましい、議員のおっしゃるとおりでございすので、今後とも協議を進めてまいりたいと思っております。

もう一点、町道舗装、全地区の先ほども申しましたけれども、十何年分のストックが去年段階の予算の措置のときに、もう既に昭和 50 年代、40 年代、50 年代でのいろんな箇所町道本線含めてございまして、この今回の自治会要望でもたくさん要望がございました。限りある予算の中でございすので、我々としては、その優先順位をつけさせていただく中で、毎年当初予算のときに、その 7 本か、8 本か、それもじわじわするんでなしに、ここからこの間ということと、全線が長ければやっぱりその全線の地区は 3 カ年かかるかもわかりませんが、継続しながらその路線を終えて次入りたいということとございす。しかし、先ほど申しました予算の限界がございすので、その点いろいろあるかと思っておりますので、またそれは逐次我々も計画性を持って、現状が悪いところからの順位をつけて今施工の計画をいたしておりますので、うちのほうが悪いんじゃないか、こっちも悪いんじゃないかということとございすけれども、それはそれなりの臨機応変の計画もありますけれども、一応は我々の目を見た段階の計画の順序をもって毎年の予算反映をするべく、我々も執行の予算をいただいておりますので、今後ともまたご協力なり、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく願いしたらと思っております。

議長（門 瀧雄）

村井議員さん、よろしいですか。

これをもって 4 番 村井保夫議員の質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。お疲れさまでした。終わります。

散会 午後 2 時 46 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 25 年 6 月 18 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 25 年第 2 回多度津町議会定例会議事日程

6 月 18 日（火）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問